

調布市都市公園条例の一部を改正する条例(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和8年7月7日(火)～令和8年8月5日(水)
- (2) 周知方法 令和8年7月5日・20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所緑と公園課・公文書資料室・図書館・公民館・地域福祉センター・みんなの広場(文化会館たづくり11階)
市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)・総合体育館・西調布体育館
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、御意見を記入し、直接又は郵送、FAX、Eメールで市役所緑と公園課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数:51件(34人)

<提出意見の内訳>

運動施設の敷地面積の上限(第3条の7)に対する意見……………2件
その他の意見……………49件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
その他	1	1. 敷地内禁煙としてほしい。 2. これを機にFC東京にも、調布市が推進している受動喫煙対策について理解を得るための勉強会を行い、そして受動喫煙対策の啓発にも参画してもらいたい。健康推進課と調整してほしい。 以上	市は、受動喫煙防止を徹底するため、公遊園の敷地内を禁煙としています。今後も、公園を利用する全ての市民の皆様の健康増進に資するよう、管理・運営を行って参ります。 FC東京への受動喫煙対策に関する理解促進及び啓発活動への参画の御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

その他	2	【意見】留保地開発計画を進めるために、特例的に条例を改正することに反対します。50/100という割合には、環境保全とともに、スポーツをする市民に限らず多様な市民の利用が可能となることに配慮した意味のある数字だと思います。計画ありきでルールを変更することが許されれば、無秩序に何でもできてしまうと危惧しています。 【理由】 ① 特定の民間企業の利用施設をつくるためにルールを変えることは許されない ② 西町周辺は既に多くの運動施設がある ③ 気候変動が激化し、近い将来、野外スポーツを安全に行える時期が減少することが予想される中、ルールを変えてまで運動施設をつくる必要はない ④ スポーツだけでなく多種多様な人々が憩う場所としての公園であるために、50/100の割合は意味のある数字（環境部） ⑤ 今後、気候変動緩和策として緑の保全は必要不可欠であり、過度なスポーツ施設建設に歯止めをかける意味合いがある 以上	新たに整備する「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園」は、ＦＣ東京の練習拠点を一体的に整備するとともに、スポーツ施設の利用状況を踏まえ、市民ニーズに基づく各種運動施設を配置するため、運動施設の敷地面積が５割を超える計画となっています。 こうした運動施設の整備とともに、この都市公園には、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するほか、公園利用者の利便性向上を図るため、市の公園では唯一となる駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図るものです。 以上のことから、運動施設率の上限を緩和しても、都市公園の多面的な機能を確保できる計画として、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園整備を進めて参ります。 緑化の推進に関しては、都条例に基づく自然環境調査の結果を踏まえ、周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討して参ります。 都市公園における運動施設割合は、平成29年の都市公園法施行令の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じて、地方公共団体が条例で割合を定める仕組みとなっています。調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園とＦＣ東京の練習拠点を一体的に整備することとしています。こうした施設の規模や配置を具体化した結果、都市公園法令上の運動施設割合が現在の条例で定める100分の50を超えることから、本公園に限り、その上限を100分の70とする条例改正を検討しているものです。 西町周辺に既存スポーツ施設が立地していることは認識していますが、一方で、令和6年度のスポーツ施設における土日祝日の抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、利用希望に対して施設が十分ではない状況となっています。運動施設整備に当たっては、屋根（通路、多目的コート）やミスト等の設置を含め、十分な暑熱対策を図って参ります。
-----	---	--	---

その他	3	○市民ニーズとは 目的に「市民ニーズ」とありますが、何を持って市民ニーズとしているのか曖昧だと思います。市民がこの運動施設を使いたいというニーズなのか、FC東京に使ってもらいたいというニーズなのか。前者だとしたら、FC東京が指定管理者となれば、どれだけ市民ニーズが叶えられるのかはFC東京に選択権があると想定されます。市民ニーズという言葉を使うならば、最初からどのぐらいの割合で市民が使えるのかをはっきりと示してなければ、この条例改正が市民のためなのか、FC東京のためなのか判断できません。 ○防災機能の実用性について 天然芝のグラウンドを災害時は帰宅困難者などの一時避難場所にする想定なのですが、天井のない所では季節や天候が限定される事は明らかで実用性に疑問が生じます。さらに、災害時の使用で傷んだ芝生の養生費用は市が負担するのでしょうか。そんなところまでしっかりと取り決めて計画されているのでしょうか。 また、テニスコートの辺りは支援物資の集積所と計画されていますが、物資を運ぶ道路が確保されているように見えません。災害時を想定した具体的な使い方などもっと精査する必要があると思います。 ○条例改正によって失われる木や自然 酷暑になって、土や木のあるところを通るとヒンヤリとして、明らかに気温が低い事が感じられます。 地球温暖化の今、貴重な自然を壊し、人工物を整備することにはどうしても賛成しかねます。 ○にぎわいの創出とは 漠然としたイメージの言葉です。条例改正によって具体的にどんな「にぎわい」が生まれ、それが調布市民にどんなメリット、デメリットがあるのか、はっきりと示してください。	緑化の推進に関しては、都条例に基づく自然環境調査の結果を踏まえ、周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるように検討して参ります。 スポーツ施設の利用状況を示す客観的な指標の一つとして、令和6年度のスポーツ施設における土日祝日における抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、利用希望に対して施設が十分ではない状況があると認識しています。 人工芝グラウンドに関しては、市民利用を基本とする施設として、現時点では、年間の利用可能な枠総体での市民利用の割合についておおむね7割を想定し、FC東京の利用に関する協議、調整をしております。そのほか、多目的コートやその他の施設についても、市民利用を前提としているほか、駐車場については、公園利用者の需要を踏まえ、利便性が確保されるよう、FC東京と協議を継続しております。 本公園における防災機能については、大きく二つの視点で検討しています。一つは、災害時における近隣住民等の一時的な避難場所や帰宅困難者の一時的な滞在場所として、天然芝フィールド等の活用と、もう一つは、市内各避難所等への物資輸送拠点として、人工芝グラウンド、テニスコート、多目的コートを活用するとともに、防災備蓄倉庫と一体的に活用することです。また、多目的コートの一部には膜屋根の設置を検討しており、平常時における暑熱対策に加え、災害時には、風雨をしのげる支援物資の集積場としての活用も想定しています。 主に敷地内の南側スペースを「物資集積エリア」として活用することを想定していることから、災害用物資の搬出入に必要な車両動線も確保して参ります。 本事業では、各種スポーツ施設や自由広場等を含め、様々な世代が利用し、交流できる公園として整備することを想定しています。こうした日常的な利用に加え、FC東京との連携による取組を通じて、人々の交流や地域の活性化に繋げていくことをにぎわいの創出として捉えており、FC東京との連携も生かしながら、調布のまちの魅力向上に繋げて参りたいと考えています。
-----	---	--	--

その他	4-1 ・金銭の負担配分に疑問があるし、具体的な調布市側の負担額がわからない。優先して使うのがFC東京になるのであれば整備・土地代にかかる金額などはFC東京が多く負担するべきだ。 ・FC東京が利用できる施設を作るなどは言わないが、市民の利用可能範囲が不明確かつ少なくなるのであれば反対する。 ・大きく緑が減ることに懸念がある。近年温暖化が進んでおり、外に出るのが危険な日すらある。FC東京の練習場にするにも市民が100%使える公園にするにも、熱中症対策として木を多く残し、木陰ができるようにすることを強く望む。木陰に入り反射熱が無くなるだけでも熱中症対策として有効であるし、多くの人が利用しやすくなる。選手側にも建物内以外で涼める場所が必要だ。 ・サッカー選手の倫理観・道徳心に疑問がある。日本サッカー代表に性加害に関わったとされ、逮捕された佐野海舟氏が招集されたからだ。彼の犯罪行為について森保監督は「たった一度のミス」と発言していることについても理解できない。性加害は魂の殺人と言われるほど心身を傷つける行為であり、意図的でなければ起きない行為であり事故やミスではない。被害者を軽んじる最低な発言と言わざるを得ない。 「不起訴だから不問」とするファンやサッカー関係者の姿勢に対して倫理観の欠如を感じる。もし佐野氏が強盗グループの一員として逮捕されたのならきっと招集はされなかったか、されても大きくバッシングを受けたのではないかと感じる。また、彼が招集されたことを疑問視した人間に対して、一部のファンがSNSでその人たちを強く責め立て下品な言葉で罵倒していたこと、サッカーファンは自分たちとは違うチームを応援している人間が近くの席に座っていた場合、嫌がらせをしたこと、女性が1人で行動するのは危険だと言うこと。それらを直視して、サッカーに関わる人間に対して不信感を持っている。 - 仮にFC東京の選手が犯罪に手を染めた時、調布市はそれを咎めることができるのか。それができないのであれば、犯罪を軽視する人間だと軽蔑するし、加害性の強い「相手の嫌がることをする」スポーツを応援すること自体をやめるべきだと思う。 ・パブリックコメントを大々的に公表していないことに疑問がある。市報だけでなく、別途チラシや資料を配布して、どのようにすべきか市民の意見を聞くべき。完成系や金銭の負担割合が曖昧なもので市民のお金を勝手に使わないでほしいし、自然環境を壊してほしくない。	市は、政策形成過程において、市民が意見を提出する機会を保障し、行政の説明責任を果たすため、パブリック・コメント手続条例に基づき、市報や市ホームページへの掲載のほか、担当部署の窓口や公文書資料室、その他地域の身近な公共施設での閲覧又は配布などにより、市民へ周知を図りながら、広くご意見をいただけるよう取り組んでおり、本件では、参考としていただく説明資料を添付して丁寧な対応を心掛けています。 本施設整備は、昨年12月に策定した調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、市における関連計画、社会情勢の変化やFC東京からの提案を踏まえ、地域に開かれ市民に親しまれる多機能な空間として、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園整備を目指す内容です。 新たに整備する「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園」は、FC東京の練習拠点を一体的に整備するとともに、スポーツ施設の利用状況を踏まえ、市民ニーズに基づく各種運動施設を配置するため、運動施設の敷地面積が9割を超える計画となっています。 こうした運動施設の整備とともに、この都市公園には、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するほか、公園利用者の利便性向上を図るため、市の公園では唯一となる駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることを検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図るものです。 以上のことから、運動施設率の上限を緩和しても、都市公園の多面的な機能を確保できる計画として、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園整備を進めて参ります。 緑化の推進に関しては、都条例に基づく自然環境調査の結果を踏まえ、周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるように検討して参ります。 将来的な財政負担の見通しについて、用地の取得として、市が国から用地の3分の1を購入し、残りは無償貸付を受ける予定です。用地取得費
-----	---	---

その他	4-2	納得のいく説明を市民に根気強く、繰り返し行っていないことがとにかく疑問である。多くの市民が使える公園であり、金銭の出所を黒塗りをしない状態で出せるのであれば、この跡地を利用することに全く文句はない。 だが、公園にすること自体反対で現在の緑が溢れる環境を良しとする近隣の人たちも多いだろう。その人たちを無視するのは誠実さがない。小を切り捨てる人間はいずれ多くのものを切り捨てる実体験で知っているので信用できない。 使われる金銭についての資料がほとんど黒塗りなことにも、利権目的で動いているように感じる。市民側に大きなメリットがないのなら私たちが払っているお金を使わせる義理はないし、その姿勢を問題だと思わない市長、市議会に不信感がある。自己の利益を優先するような市長、議会であるのなら、それはいずれ暴走して議論が行えない場になることだろう。（杉並区などはその典型だった）その場合、次の市議会選挙と4年後の市長選で顔ぶれを変える必要があるだろう。間違っていることに間違っている、ダメなことにダメと言えないのならその場所に座るべきではない。	を除く現時点における施設整備費の概算は、おおむね100億円程度となる見込みの試算をしており、そのうち市の負担分はおおむね3割程度、F C東京負担分は約7割程度と見込んでいますが、今後の設計内容や協議の進捗等により変動する可能性があります。また、役割分担としては、F C東京が自らの練習拠点となる天然芝フィールド等を整備し、それ以外の施設は市が主体となって整備することを基本としております。 F C東京に対しては、応分の負担を求めている、実施設計等の内容により定まるものと考えており、取組の進捗に合わせて整理して参ります。 市民利用を前提としている人工芝グラウンドに関しては、現時点において、年間の利用可能な枠全体に占める市民利用の割合についておおむね7割を想定しています。そのほか、多目的コートやその他の施設についても、市民利用を前提としているほか、駐車場については、公園利用者の需要を踏まえ、利便性が確保されるよう、F C東京と協議を継続しております。 選手の熱中症対策については、屋根（通路、多目的コート）やミスト等の設置を含め、暑熱対策を図って参ります。 本事業については、市民の皆様から様々な御意見をいただいております。今後につきましても、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園の整備に向け、事業の進捗に応じて、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、適時適切な情報提供に取り組んで参ります。 本条例案に係る事業に関する情報公開請求への対応に当たっては、F C東京や国、東京都との協議継続中の事項については、確定した内容との誤解や、それに伴う市民の方々の誤認・混乱、さらには率直な意見交換や協議への影響を避けるため、関係法令等に基づき、該当部分を黒くマスキングした資料を公開したものであります。 情報公開請求に関する市政情報の公開請求内容及び処理状況については、市ホームページで年度ごとに、件名・決定内容などを掲載しておりますが、公開した個別具体的内容は公表していないため、詳細は差し控えていただきます。引き続き、関係法令等に基づく手続・処理に努めて参ります。
-----	-----	--	---

その他	5-1	本件は、調布基地跡地留保地の公園整備に関連し、調布市都市公園条例の一部を変更しようとしているものと理解します。 結論から先に言います。 条例の変更（改悪）には断固反対です！ 【理由】 1. 60,000m2にも及び今や調布市内さらには東京都内でも数少ない大規模な緑地であり、直径30cmを超える大木が200本以上もある森の樹木を90%以上も伐採してしまうことは到底容認できるものではない。最大限緑地を残す方策を考えるべきである。 2. スポーツ施設としての利用を優先する為に、現状の都市公園条例の規定を無視して、70%までスポーツ施設の設置を可能にすることは、住民市民の生活環境を守る施策ではない。スポーツ施設としての利用についてはむしろ厳格にすべきところを、50%から70%に緩和することなどありえない。【環境部】 3. そもそも市は、行政府として市民の生活を守り、住環境をより良くする為、市民のことを最優先に考えて行動すべきだが、現在の市政は市民を無視し、議会をも軽視した方法で市政を行っていると思えず、到底容認できるものではない。 4. 市は住民や市議会に対しても十分な説明を行わないまま独断専行して決めようとしている。過去の事例同様、市民への説明もなく、十分な納得も得られないまま、強引に計画を進めようとしている。市民ありきの市政ではない。拙速に事を進めるのではなく十分に話し合いの場を設けるべきである。 5. このままでは、次世代の子供たちにも禍根を残すことになる。 6. 市のホームページ上の説明や写真では、いざという時の防災や市民のスポーツレクリエーションとしての用途を強調しているが、実際に市が進めようとして、独断で発表した案はサッカーコート3面づくり、2面はFC東京専用、1面はFC東京ユースも使用するサッカーコートにしようとしている。「防災」との表現によって、いかにも市民の為に施設だと思わせたいようだが、10年に一度、100年に一度の災害時利用の為に、日常的にはFC東京に利用させることを容認することはできない。これが本当に市民のための施設と言えるか？ 7. 2008年の市民意見を反映させた利用計画では、100%市民利用の	現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の緑化計画を検討しており、今後、具体的にお示ししてまいります。 本事業は、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設の整備とともに、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。 市は、昨年8月に調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関する基本的な考え方を公表して以降、SNSや市ホームページ、イベント等を通じて周知を行うとともに、市民アンケートやオープンハウス、パブリック・コメント手続のほか、留保地周辺の自治会や地区協議会等への説明など、多様な手法により、情報提供や意見聴取に取り組んで参りました。今後につきましても、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園の整備に向け、事業の進捗に応じて、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、適時適切な情報提供に取り組んで参ります。 防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園の整備に向けては、次代を担う、子ども・若者の意見を伺うことも重要であると考えております。現在、子ども・若者の意見聴取に向けた準備を進めており、頂いた意見等については、本事業の参考として参ります。 天然芝フィールドは、FC東京の練習拠点としての利用が主となることを想定し、(仮称)運動施設棟は、FC東京の練習拠点としての機能に加え、市民の運動機会や公園全体の管理・運営機能等を備える施設として整備する予定です。人工芝グラウンドは、市民利用を前提とした施設整備を行うもので、現時点において、年間の利用可能な枠全体に占め
------------	------------	--	--

その他	5-2	案であったが、FC東京の提案を反映させた現在の計画では、市民はほんの一部の広場や多目的エリアを利用できる程度で、大部分はFC東京が利用することになる。FC東京が利用する設備はFC東京が費用を出すとのことだが、その後の管理委託先はFC東京となり、結果的に市民の利用はほぼ限定的となることが予想される。そのうえ、管理委託料を調布市はFC東京に支払うようになる。当然その財源は市民税である。FC東京はサッカー場や駐車場、クラブハウス等を自分たちで建設後、市に寄付する。ただし条件として、FC東京が優先的に使用すること、その後の管理をFC東京が受託することを条件としている。市民の税金を使いながら、市民のための利用ではなく、一民間企業に利用させることは言語道断である。 8. FC東京の練習風景を見ることが市民参加の一つだというような曲論を市は唱えているようだが、ネットに囲われたサッカー場で選手が練習しているところを見ることが、本当に”市民公園”としての使用方法と言えるか 9. 調布市が返事しないと、財務省が民間に払い下げてしまう可能性がある、市は言っていると聞くと、実際には、財務省は地元自治体の意見を無視して勝手に払い下げるなどありえないし、そのためにも市は市民と話し合いをして十分理解を得たうえで利用方法を定めるべきである。住民との話し合いを棚に上げて、早くしないと財務省が民間に払い下げてしまうというのは論理のすり替えでしかない。 10. 近隣の三鷹市などは、できるだけ緑を増やそうとしており、”花と緑の街 三鷹”を掲げ、市民とともに、市民の理解を得て、真摯に活動を行っている。調布市も三鷹市の活動を参考にしたい。 11. 新市長になり、前市長の路線を踏襲するのではなく、真に市民の生活を考えた市政を実行していただきたい。 12. 市民参加型の公開討論を行うべきである。	る市民利用の割合についておおむね7割を想定しています。そのほか、多目的コートやその他の施設についても、市民利用を前提としています。 用地取得費については、当初予算として約36億円を計上していますが、最終的な取得価格については、国との手続を経て決定することとなります。用地取得費を除く現時点における施設整備費の概算は、概ね100億円程度（うちFC東京負担約7割、市負担約3割）を見込んでいますが、今後の設計内容や協議の進捗等により変動する可能性があります。 また、維持管理・運営に要する費用については、施設ごとの利用形態や、負担区分、市とFC東京の役割分担等を踏まえ、整理を進めています。今後、協議を進め、条件等を整理したうえでお示しして参ります。 天然芝フィールドは、FC東京の練習拠点としての利用を主とし、市民がサッカーをするなどの一般的な利用は想定しておりません。 一方で、公開練習やイベント、地域交流事業等を通じ、市民がトップスポーツに触れられる機会を設けることを想定しており、天然芝に触れる体験など、具体的な取組についてFC東京と協議しています。 今後につきましても、事業の進捗に応じて、適時適切な情報提供に取り組む中で、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、意見交換会や説明会の開催についても検討して参ります。 市は、まちづくりの実践に当たっての基本的な姿勢として「市民が主役のまちづくり」を掲げるとともに、市政経営の基本的な考え方に「参加と協働のまちづくり」を据え、各施策を推進しています。また、本事業につきましても、様々な機会を通じて市民の皆様からの御意見を伺うとともに、議決を要する事案については、議会での審議を経ながら進めており、今後も取組の進捗に合わせた情報提供と説明に努めて参ります。 本施設整備に当たっては、土地取得等に向けた国との協議を進めるとともに、市民参加の機会を設けながら検討を進めております。今後も取組の進捗に合わせた情報提供と説明に努めて参ります。
------------	------------	---	---

その他	6	改正する条例(案)とあるが、改悪であり、本案に反対します。理由は下記。 1、酷暑日が5日連続となり記録的な温暖化が、進んでいる。木を切ることでCO2吸収量が減り、温暖化を促進する。 2、むしろ、木を増やす必要があり、公園比率は、50%を大幅に減らすべきです。 3、ゼロカーボンシティを宣言しているが、施策も示されておらず、工程表もない。この施策の検討を優先しなければならない。【環境部】 4、施策を検討する過程で、公園の緑化をどうするべきかも検討して、それから、改正(案)を検討するのが、筋です。 5、日本は、国連の条約 30 by 30 に加入している。多くの保護区を作っていきたい。その為にも公園の比率の引き上げとなる本案に反対します。	施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししていくとともに、脱炭素化への緩和・適応策についても、本年3月に策定した調布市気候変動アクションプランをふまえた検討を行っているところです。
その他	7	調布市都市公園条例の一部改正案を読みました。今までは50パーセントであった公園におけるスポーツ施設を70パーセントまで引き上げるのは言語道断だと思います。調布市は都心に近いわりには緑と自然に恵まれた街です。それは大変貴重な財産です。 一旦切ってしまった木々をもとにもどすのには100年かかります。公園の緑をぜひ保存してください。	施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししていくとともに、脱炭素化への緩和・適応策についても、本年3月に策定した調布市気候変動アクションプランをふまえた検討を行っているところです。
その他	8	調布市都市公園条例の一部を改正する条例(案)への意見 市民が公園の緑を享受することを考えたら、スポーツ視察などに70%のスペースを許容するなどとはあってはならないことだと考えます、らフランスで今年の夏だけで5000人以上が高温のせいで死亡。温暖化する都市の中で緑の確保こそ第一に守られねばならない政策では無いでしょうか？実際、世界の大都市は緑の確保に相当力を入れています。調布がむしろこの流れから反するような旧来型の開発優先の政策に堕してはならないと強く考えます。	施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししていくとともに、脱炭素化への緩和・適応策についても、本年3月に策定した調布市気候変動アクションプランをふまえた検討を行っているところです。

その他	9	この話を聞いて、かつて安倍晋三元首相が、憲法改正発議の条件を両院議員の3分の2から2分の1に下げるということをまず国民投票にかけようとして猛反対に遭い、断念したことを思い出しました。ルール違反をしたいからと言ってルールを変えるのでは、何のためのルールなのか分かりません。ましてその内容が、市民の財産である広大な土地を、しかも莫大な市税を使って、一企業がほとんど独占的に使用できるようにするということなのですからとても認めることはできません。調布にとっても地球にとっても大切な緑をこれ以上減らして、気候危機を激化させないでください。森はできるだけ残し、子供たちが自然の中で遊べる公園、市民が木陰の道を散策できるような公園を作って、ください。何より市民の意見を聴いて、市民の納得できる計画を立ててください。	本施設整備では、防災・スポーツレクリエーション機能を有し、F C 東京の練習拠点を整備することにより、市民がスポーツを「する」「見る」「ささえる」ことに資する都市公園としての整備に向けて、関係法令に則り運動施設割合の制限の緩和を検討しています。 施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししていくとともに、脱炭素化への緩和・適応策についても、本年3月に策定した調布市気候変動アクションプランをふまえた検討を行っているところです。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。 市は、昨年8月に調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関する基本的な考え方を公表して以降、SNSや市ホームページ、イベント等を通じて周知を行うとともに、市民アンケートやオープンハウス、パブリック・コメント手続のほか、留保地周辺の自治会や地区協議会等への説明など、多様な手法により、情報提供や意見聴取に取り組んで参りました。今後につきましても、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園の整備に向け、事業の進捗に応じて、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、適時適切な情報提供に取り組んで参ります。
その他	10	もともと都市環境の保全、生物多様性、災害時の避難場所や防災拠点など、都市公園の有する多面的な機能を確保するために設けられている運動施設率を「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園」に限り緩和するのはおかしいと思います。「都市環境の保全、生物多様性」の確保を投げ捨てることになりまますし、今後、何か開発をするたびに条例を無視して進めた後に条例改正をすればよいということになってしまい、条例の意味がなくなります。 東京都立大学の専門家チームらによる実測調査（2024年発表） https://hayashimaiko.seikatsusha.me/blog/2024/11/10/4571/において、都市の緑地が周辺に及ぼす「冷気のにじみ出し現象」が改めて可視化されました。緑地と市街地では昼夜問わず平均2℃の気温差が生じることが分かっています。調布基地跡地留保地のような豊かな森林を伐採することは、酷暑化をさらにすすめてしまうことになります。その観点からも、今回の条例改正で運動施設率を高めることは反対します。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じ条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本施設整備では、防災・スポーツレクリエーション機能を有し、F C 東京の練習拠点を整備することにより、市民がスポーツを「する」「見る」「ささえる」ことに資する都市公園としての整備に向けて、関係法令に則り運動施設割合の制限の緩和を検討しています。 施設整備に当たっては、都条例に基づく自然環境調査の結果を踏まえ、設計の中で、具体的な検討に取り組んでいます。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。

その他	11-1 「調布市都市公園条例の一部を改正する条例」の改定に反対する。その理由は沢山あるが、ここではそのひとつを述べる。今回の留保地の計画は、FIFAワールドカップで明らかになった「スポーツの商業主義」とそっくりである。独裁的やり方もそっくりである。以下の2つの関連する記事がそれを示している。 これは行き過ぎた商業主義であり、UEFAが反発している。かつて、どんな貧しい子供達でもボールひとつあれば遊べ、また、国を代表する選手として将来はワールドカップに出場できる夢が持てたが、それが遠のき、高額チケットは一部の富裕層しか買えない。 今回の留保地の一部をFC東京に練習場として「払い下げる」計画は、それに近いことを行おうとしている。 なお、FC東京の親会社はMIXIという企業である。また、スポーツを「する・みる・支える」にどこまで合致しているだろうか疑問である。 記事（１） https://www.jiji.com/jc/article?k=2026073101285&g=sports -----記事（１）引用開始----- FIFA、招いた大きな不信感 欧州勢、ボイコット決定 時事通信 運動部2026年07月31日20時28分配信 【パリ時事】国際サッカー連盟（FIFA）が、ワールドカップ（W杯）の運営や商業活動を行う子会社を設立し、その株式の一部を投資家へ売却する計画に対し、反発が強まっている。各大陸連盟が声明を発表し、計画そのもの以上に、組織の在り方が問われる状況となっている。 欧州連盟（UEFA）は30日、加盟55協会がFIFA主催大会をボイコットすると発表。解除の条件は「計画の完全撤回」と強い姿勢だ。先のワールドカップ（W杯）では欧州勢が8強のうち六つを占めた。6カ国が共催する次回2030年大会はスペイン、ポルトガルが舞台となる。欧州勢が不参加ならFIFA主催大会が成り立たなくなる可能性さえある。 FIFAは31日に声明を発表。「サッカーを売却することはない。誤った報道で協議が妨げられた」と弁明した。ただこれで収拾する気配はない。問題は、重要な計画が理事会などに諮られることなく発表されていることだ。インフアンティノ会長の独裁的手法が、不信感を招いている。	本事業は、FC東京の練習拠点のみを整備するものではなく、市が設置する都市公園として、市民利用、防災、スポーツ振興、地域交流等の多面的な機能を確保するものです。 他方、市とFC東京は、平成11年のクラブ創設以降、市内におけるスポーツ振興をはじめ、多岐にわたる分野で連携事業の実績を重ね、強固なパートナーシップを築いてきました。 令和6年度においても、スポーツ分野にとどまらず、健康、福祉、子どもの健全育成、教育、平和など様々な分野で、40件以上の連携事業を実施しており、スポーツを通じた多面的なまちづくりに共に力を合わせて取り組んでおります。FC東京による公開練習や、地域交流事業等をはじめ、これまで以上に様々な方が、スポーツに触れ、交流できる取組についてもFC東京との連携により実施して参りたいと考えています。
-----	---	--

その他	11-2 UEFAは「極めて重要な案件が秘密裏に立案され、承認されようとしている」と指摘。「世界のサッカーを仕切る組織の責務を放棄する行為」と批判した。アジア連盟（AFC）もUEFAや同じく反対の意を示している北中米カリブ海連盟に同調するとし「（FIFAの）ガバナンスや意思決定のやり方の見直しを求める」とした。 インファンティノ会長は全加盟211協会に一方的に書簡を送付。英BBC放送によると9月中旬の期限までに計画に同意すれば最初の分配金2000万ドル（約32億円）を受領でき、最大で4000万ドル（約64億円）を得られるという。財政支援を利用して、支持を確保するようにも映る。サッカー界にかつてない大きな亀裂が生まれている。 -----引用終わり----- 記事（2） https://www.jiji.com/jc/article?k=2026073101308&g=spo -----記事（2）引用開始----- FIFA会長の相談役辞任 子会社設立計画に反対し 時事通信 運動部2026年07月31日20時47分配信 【パリ時事】国際サッカー連盟（FIFA）のインファンティノ会長のアドバイザー、カルロス・コルデイロ氏が7月31日、FIFAの子会社設立の計画に反対して辞任した。ロイター通信などが報じた。 FIFAはワールドカップ（W杯）など運営や商業活動を行う子会社を設立し、その株式の一部を売却する計画を発表。サッカー界などの反発を招いている。米国サッカー連盟前会長のコルデイロ氏は「FIFAがW杯の権利の一部売却を検討しているのを、ただ傍観するわけにはいかない」などと述べ、「私はこの提案には一切、関わっておらず、明確に反対だ」とした。 -----引用終わり----- 以上	
-----	--	--

その他	12	「調布市都市公園条例の一部を改正する条例（案）」に反対する。その理由は沢山あるが、ここではそのひとつを述べる。市民全体の福祉のための「公共」財産を、一部企業とその周辺の「利権」のために提供することは許されないし、また、スポーツを愚弄するものである。 公共のためのスポーツ施設であればまだ条例の歯止め50/100をはすし、拡大することは、透明性がある十分な議論を経た合意のもとに許容されるかもしれない。しかし、今回のような一私企業であるプロサッカーチームのためのスポーツ施設計画が密室で一部の者によってつくられ、それを押付け、誰もが利用できる本来の公園機能を縮小するような条例改正は不当であり、多くの市民はそれを許容しないだろう。 調布市だけでなく近隣自治体でも公共機能の何か、スポーツ施設とは誰のためのものか、公教育とは何かをわきまえない首長がいるようだ。ある首長は、「西和泉スポーツ施設（旧4小跡地）でレーザー銃競技が行える整備をし、近代5種目でオリンピック選手を育てられるようにしたい。」とのことである。西和泉スポーツ施設の敷地は、もともと学校用途なので、土地計画変更を行いスポーツ施設とするという。しかし、周辺にはボール遊びどころか、子どもたちが自由に走り回れる広さの公園もない。公共機能とは、特別な一人を生み出す教育ではなく、広くすべての子どもたちの育ちを豊かにする環境整備を行うことである。 市民全体の福祉のための「公共」財産である6haを有効活用するために条例改正に反対する。	本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、F C東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、F C東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。
-----	----	--	--

その他	13-1 調布市都市公園条例の一部を改正する条例（案）に反対する。多くの理由があるが、ここでは主として、都市の緑や地球温暖化の観点から述べる。 気候危機の時代における最良の選択は、現状の雑木林のまま残すことである。これは単にこの6haの留保地についてだけでなく、周辺一帯の環境、東京都、日本、地球環境を考えてのことである。 とはいえ、「防災、スポーツ・レクリエーション機能」との調和を図る市民要求もあろう。その場合でも次善の策として、日陰となるような大きな樹木を一定程度残すことが重要である。しかし、今回の条例改正案はその歯止めを不純な動機で外すもので賛成できない。 気候危機の時代に、都市に緑を増やすことが求められているにもかかわらず、前市長は駅前広場の樹木を伐採し、こんどは、留保地の緑も伐採しようとしている。 半世紀前の高度成長期の開発志向はここまでひどくない。UR（旧日本住宅公団）などが開発した集合住宅団地（神代団地など）をみればわかるように、十分な芝生と樹木の緑の空間が棟の間に配置されている。 しかし、気候危機に積極的に備えなければならない現在、土地利用の高度化が進み、ますます緑という公共財産が、タワーマンションなどのかたちで商業主義の一企業に提供されている。大きな時代の流れに逆行している。 新自由主義的政策によって一部の企業家などの金儲けのために神宮外苑の森が伐採されるなどの乱開発がすすむ東京都において、この調布基地跡地留保地の緑の価値は、つまり、この10年以上の年月が育て上げた6haもの雑木林の価値は、多くの市民の福祉に貢献している貴重なものである。しかし、スポーツ商業主義に毒された一部の人たちによる現計画は、お金を生まない緑という公共の価値を正當に評価せず、東京の乱開発に新たな1頁を追加するものである。2026年5月17日に開催された「未来の東京を一緒につくるために～緑とくらしを乱開発から守るシンポジウム」でもこの調布の留保地の問題が発表された。 （参考：東京新聞2026年5月17日「『情報公開が足りない』『貴重な緑が…』再開発反対へ33の市民団体が結集 建築家の山本理顕さんもエール」 https://www.tokyo-np.co.jp/article/488741）	施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししてまいります。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。 本事業は、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「（仮称）防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設の整備とともに、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。 また、運動施設整備に当たっては、屋根の設置（通路、多目的コート）やミストの設置など、十分な暑熱対策を図って参ります。 なお、本年4月から、公共の場所におけるハト等鳥類への給餌行為を禁止し、都市美化の推進に努めています。
-----	---	---

その他	13-2	調布市の都市（再）開発の失敗例のひとつは、京王線地下化に伴う調布駅前広場の整備である。 2026年6月に完成式典が行われたが、この間、「調布駅前広場の樹木を守る会」に代表される、多くの市民の緑を守る運動にも関わらず、調布駅前広場の再開発では、（旧）タコ公園の緑が伐採され、子どもたちの生活空間が奪われ、梅雨が明けた7月には、灼熱広場と化している。猛暑日の昼間に、若木の植木ポットつきの円形ベンチに座っている人はほとんどいない。鳩も数少ない大木の日陰に避難している。 緑の価値、お金を生まない緑の価値を無視した都市開発が行われてきているが、地球温暖化の時代にその価値は高まっている。令和8年熊本地震においては、被災者は酷暑の中、冷房設備のない学校体育館で過ごしている。災害時における緑の価値も正当に評価すべきである。 留保地の整備においては、調布駅前広場と同様の愚策を推進してはならない。 しかし、環境影響の評価がなされないまま、前市長と一部取り巻き幹部と一私企業が密室で決定した計画を、トップダウンで市民に押付けて、強引に推進しているが、地球温暖化の時代の市民や未来世代の福祉向上に逆行するもので、調布市政に汚点を残すものである。ましてや、そのために条例を改悪して加担すべきでない。「緑と公園課」も「緑のない公園課」の誹りを受けるだろう。 計画の複数案（少なくとも条例改正しない案も）を示し、環境影響評価を気温等々の各項目について行い、その結果、具体のデータ数値等を広く市民や社会にまず示すことである。そして、一部地域や階層の利益を代表する市議会議員による審議だけでなく、それ以前に環境保全審査会等での審議も求める。 公正で民主的な手続きなしに、一部私企業と結託した前市長らによる不透明な計画のための条例改定を行うことは市政の私物化であり、このような暴挙は断じて許すことができない。
-----	------	--

その他	14	調布市都市公園条例の一部を改正する条例（案）に反対します。 その理由は以下。 調布基地跡地留保地は基本的に森林公園、災害時の避難場所として整備することが望ましいと考える。 気候変動対策、都市部のヒートアイランド現象の低減など多くの樹木の持つメリットのために世界の各都市では植樹を進め、樹冠被覆率を高めようとしている。東京は元々それらの海外都市と比べても樹冠被覆率が低い状況にあったが、近年は更に減少しているという世界の都市整備とは逆行していると日本経済新聞や東京新聞などで報じられている。 留保地が「約6ヘクタールの森林」という東京の中でも貴重な場所であり、温暖化による猛暑・酷暑が人々や生物の生命や健康のリスクを高めている現状を鑑みると、18年前の平成20年に策定した「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すという位置づけの見直しを行い、貴重な森林を活用して気候変動対策、ヒートアイランド現象の低減を図ると同時に環境保全、大気浄化、災害への強靱性、リラックス効果、健康増進を図る方がより多くの市民の生命・健康の維持に役立つと考える。 また、調布市が2015年に出している「調布市公園・緑地機能再編指針」で、市民からの聞き取りで市内に欲しい公園の第1位で35%以上が「自然いっぱいの公園」となっている。 現在の留保地の「自然いっぱい」の状況を維持・活用するのはこういった多くの市民の要望に答えるものでもある。 すでに近くにスポーツ施設、グラウンドがある地域という点を考えてもこれ以上のスポーツ施設(しかもその約半分は市民が優先的には使えない施設)を新設する為に多額の税金を投入するよりも自然いっぱいの公園を整備する方が投資対効果は高いと考えられる。	施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししてまいります。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。 本事業は、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設の整備とともに、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。
-----	----	--	--

その他	15-1 調布市都市公園条例の一部を改正する条例（案）に反対します。さまざまな理由のひとつとして、稼げる公共施設への投資の観点でもお粗末な計画で条例改正に値しないという意見である。詳細は以下。今回の開発計画は、既存の森を伐採し、市税を投入して、FC東京が使用する施設を建設するとのことであるが、全くナンセンスであると言わざるを得ず、計画を全面的に見直すことを求める。 サッカーという競技については、今回行われたワールドカップの結果からもわかる通り、個々人で見ると世界レベルの選手を多数輩出しているものの、チームとして決勝トーナメントを勝ち上がる実力のない状況である。その上国内リーグは、優秀な選手が海外移籍していく中空洞化が生じており、活況を呈しているとは決して言えない。ナショナルチームに関しては、いまだに広告代理店が関与して莫大な予算が投じられているが、成長しているのは選手個人であり、ナショナルチームとしての競争力が強化されている兆しは全く見えない。これはサッカーという競技に対する投資の誤りである。そして今回の計画は、この誤った投資の延長線上にある計画であることから、真に利益を生む投資とはならない。 視点を変えて、昨今、「稼げる〇〇」という旗印のもとに、博物館や美術館ですら損益勘定を強いられているのが我が国の状況である。このような状況下、結果も出せず下位に甘んじているサッカーチームに、これ以上の補助を行うのは愚の骨頂である。サッカーチーム自らが利益を上げ、実力を向上するよう厳しく監視するのが、現在の世の中の流れである。特定の文化やスポーツのみ「稼げる〇〇」を免除されることがあってはならない。また経済力が後退している我が国においては、空洞化の激しい国内サッカーや成績の見込めないチームに投資している余裕はなく、インバウンド景気を惹起するような世界的な文化施設を建設するなど、将来性のある投資を行うべきである。 さらに視点を変え、今回のワールドカップの反省として、ネットを中心に、「公園でサッカーもできない国がワールドカップで勝てるはずもない」という意見が見られた。これを考えた時、今回の計画は一見この問題を解決する計画に見えるが、その視点は誤りである。 現在の計画では、一部ユースチームの練習施設があるが、計画の多くはシニアチームの練習用である。昨今の選手育成の状況を見ると、世界で活躍する選手はユースの早い段階で、世界的なクラブチームの育成機関に所属	本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、FC東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、FC東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。
-----	--	--

その他	15-2	することが多く、早々に海外に渡り、計画されているような施設を使う機会は非常に少ない。むしろ調布市が過去に策定した2008年の計画のように、広く市民が使えるサッカーコートを作り、幼児期からボールに触れる機会を作ることが、日本のサッカーのレベルを押し上げるのには重要であろう。公園でのサッカー、すなわちストリートサッカーで頭角を表した若年選手を早いうちに見出し、育成機関でアスリートとして育て上げるのが現代サッカーの選手育成方法である。その時に必要なのはシニアチーム用のコートやクラブハウスではなく、子供が自由にボールを蹴ることができる開かれたサッカーコートである。 今回の計画は、様々な観点から見て、真に投資すべき対象に適切に投資する計画とはなっていない。厳しい経済状況の中、投資効果の見込めない計画は中止し、真に効果の見込める投資を行うべく全面的な見直しを行い、真に市民、都民全体の利益に資する計画とすべきである。	
その他	16	本条例案に反対します。 そもそも、現在の「(仮称)調布市防災・スポーツレクリエーション公園」の整備計画に反対です。地球環境保全のために留保地の樹木を伐採しないでいただきたい。 その計画を進めるために特別に運動施設割合の上限を100分の70にするというような姑息なことに断固反対です。 このパブコメも単に意見を聞きましたよというふりを示すためでないことを証明するために、反対・賛成の数字を公表し、反対意見の方が多い場合は撤回していただきたい。	施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししてまいります。 公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じ条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本施設整備では、防災・スポーツレクリエーション機能を有し、F C 東京の練習拠点を整備することにより、市民がスポーツを「する」「見る」「ささえる」ことに資する都市公園としての整備に向けて、関係法令に則り運動施設割合の制限を緩和するものです。 パブリックコメント手続は、提出いただいた意見を十分に考慮して政策等策定するものであり、賛否を問い、その多寡により判断するものではありません。

その他	17	調布市とFC東京の開発ありきの改正は反対です。市民が何を求めているかをしっかり話を聞いたプロジェクトにしてください。 それについても説明会を開きちゃんと市民に寄り添った計画に変えてください。ただでさえ熱中症になりやすいのに樹木を切ることは自殺行為です。私は近隣住民の方々の話も聞いたところ騒音、照明、温暖化が心配だということ。彼らに全く寄り添っていない計画は異常です。負の遺産になる前に市民の話、思い、願いを聞きましょう。	施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示しまいります。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。 市は、市民参加の取組を行いながら検討を重ね、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画（以下「利用計画」という。）を策定し、留保地を都市公園に位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととしました。 その後、様々な財政需要や社会経済情勢の変化等への対応を図る中で、利用計画の実現には至っておりませんでした。 こうした中、令和7年6月に、FC東京から市に対して、留保地の活用による練習拠点機能の整備を含む具体的な取組について提案がありました。その内容は、すでに利用計画において示していた土地利用の方向性を基本としつつ、利用計画で示している機能を踏まえた内容であるとともに、これまでの留保地の活用に向けた課題への対応や、調布のまちの更なる魅力向上につながることを期待できるものとなっていました。 市としては、こうしたFC東京との連携による取組が、施設の整備に留まらず、スポーツ振興や地域交流、まちの魅力向上など、多面的な効果につながるものと考え、これまで培ってきたFC東京との連携関係をさらに発展させるため、令和7年8月に、留保地の活用に関する取組を含む包括的な連携協定を締結しました。 また、市は、昨年8月に調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関する基本的な考え方を公表して以降、SNSや市ホームページ、イベント等を通じて周知を行うとともに、市民アンケートやオープンハウス、パブリック・コメント手続のほか、留保地周辺の自治会や地区協議会等への説明など、多様な手法により、情報提供や意見聴取に取り組んでまいりました。
-----	----	---	--

その他	18-1	100分の70→50の「緩和」歓迎する人が実際に市民の何%なのか事前に具体的調査を行い、数を把握されるのでしょうか。せっかく公園として「開かれた場所」が、テニスコートや多目的コートのように特定のスポーツを行う一部の人のみ享受できるのであれば、「閉じられた場所」となってしまう。 市内に公共と民間の運動施設は数多く存在しますが、公園は全く足りていないと感じます。 緑があり、少しでも緑があると、夏は気温が下がるのを感じることができます。運動施設となると照り返しが非常に強く、歩くのも困難です。また実際には多くの市民が樹木の茂る公園で、運動よりもゆったり寛ぐ／遊ぶ／散歩をする／ウォーキングを楽しんでおり、緑が多く広い公園には年齢を問わず利点があります。よって市がスポーツをする市民や市外の人を優遇するのは不公平です。 また包括連携協定とは言え、FC東京の練習拠点を整備するためには巨額がかかり、市税を少なからず投入するには市民投票などにより合意を得るべきです。ホームページでは崇高なミッションを掲げていますが、FC東京は民間の営利企業でサッカーの振興が目的ですから、特定の企業にのみこのような都合が良い条件というのは納得がいきません。市と組んで何らかの整備をするのであれば、FC東京のようなスポーツ目的の組織だけではなく、自然保護や環境、心身の健康、空間デザイン等の分野に長けた複数のピッチ案から選ぶのが然るべきと考えます。 アジアや欧州ではスポーツジムに行かなくて済むような運動施設のある公園をよく見かけます。私もいくつかの国で利用をしたことがあります。日よけのあるそんな場所で市民は憩い、ジムのように敷居も料金も高くなく、同時に筋力や体力もつきます。そうすれば医療費も下がり、市にとっても市民にとってもwin winです。 整備するなら、せめてそのような具体的に市民に利点のある案であるべきです。 私の子どもは野球をしています。ほしいのは野球場ではなく放課後に自由にボール遊びができる公園と言っています。結局子どもはQガーデンや祖師谷公園など世田谷区に行くしかありません。 私の母はマンションの周りを散歩していますが、緑があるなら市内の公	本事業は、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設の整備とともに、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路をつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図るものです。 本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、FC東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、FC東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。 市民の皆様が開かれた公園とすることは本事業の前提であり、市民が自由に立ち入れる広場・園路・樹林地と、予約等により利用できる施設を明確に区分するとともに、安全管理上フェンス等で区画する範囲についても、必要最小限とし、圧迫感を与えない構造とするよう設計段階で検討します。人工芝と天然芝の使い分けについては、利用形態、環境負荷及び維持管理の観点から改めて精査します。
-----	------	--	---

その他	18-2	園に行ってみたいと思うでしょう。 そして歩行が困難な人も、そこここに木の下ベンチがあればちょっと頑張って歩いてみようという思考になります。杉並区が行っている「まちなか木製ベンチ」に倣い、街中そして「公園の木の下ベンチ」をぜひ増やしてほしいです。 そのような、市外からも称賛され見習いたくなるような施策をどんどん実行してくれると、より多くの人が調布市に住み続けたい／引っ越したいという気持ちになるでしょう。 市民が望んでいるのは、特定の企業のために土地を整備する市ではありません。	
運動施設の敷地面積の上限 (第3条の7)	19	上限緩和の数値(70%)が、既存の施設配置を追認するために逆算された疑いがあり、数値の妥当性を判断するために必要な根拠や情報が示されていない以上、条例改正が適切であると判断することは不可能。 都市公園法施行令の平成29年改正により運動施設率の上限が参酌基準化され、市の条例で定めることが可能になったこと自体は理解しています。しかし、市が示した土地利用構想図では、運動施設率は69.12%(運動施設面積41,687㎡/公園敷地面積60,317,34㎡)とされており、これは条例改正案が定める新上限「100分の70」に極めて近接した数値です。これは、公共施設としてふさわしい運動施設率の水準を独立に検討した結果として70%という上限が導かれたのではなく、FC東京の練習拠点整備を含む既存の施設配置(土地利用構想図)にちょうど収まるよう、逆算的に上限値が設定されたことを強く示唆します。上限を70%とした算定根拠・検討過程(他の水準(例えば60%や65%)を検討したか等)を具体的に開示してください。	調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づくもので、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設を配置するとともに、FC東京の練習拠点を一体的に整備するものです。当該基本計画を実現するため、敷地の形状や各施設の機能、周辺環境への影響等を踏まえながら、施設の規模や配置を具体化した結果、都市公園法令上の運動施設割合が現在の条例で定める100分の50を超えることから、他自治体の事例も参考に、本公園に限定して、都市公園における運動施設割合の上限を100分の70とする条例改正を検討しているものです。

その他	20	「運動施設」の内訳のうち、市民に一般開放されない専用施設の割合、一般市民の利用可能性が示されておらず、市民にとって適切な計画のための条例改正となっているか、判断することができない。 土地利用構想図によれば、運動施設面積41,687㎡のうち、天然芝フィールドが25,199㎡と過半を占めています。この天然芝フィールドはFC東京の練習拠点として整備される区画と承知しており、一般市民が自由に利用できる施設ではないと考えられます。条例改正の目的は「地域に開かれ市民に親しまれる多機能な公園」の整備とされていますが、運動施設率という面積指標だけでは、その施設が実際に市民に開放されているかどうかは判断できません。上限緩和を正当化するのであれば、運動施設41,687㎡のうち、（１）市民が自由に利用できる部分、（２）予約制・有料等で一般開放される部分、（３）特定団体（FC東京）の専用利用となる部分を面積・時間帯・利用条件ごとに区分して開示することを求めます。 なお、推進地区条例第4条第1号は「トレーニング室、更衣所、控室、医務室、運動用具倉庫その他運動に必要な室を含む公園内の建築物」の建築を認めています。この規定はあくまで建築基準法上の用途区分（どのような機能の室であるか）を定めるものであり、その室を誰が利用できるか、市民に開放されているかどうかは建築の要件とされていません。したがって、室の名称・機能が同条各号に形式的に該当してさえいれば、その実態がFC東京の選手・関係者以外は一切立ち入れない専用施設であっても、条例上の建築要件は満たされてしまいます。 しかし、市が本条例改正の説明資料で引用する都市公園法運用指針は、都市公園を「公共オープンスペースとしての基本的性格を有するもの」と位置付けており、都市公園法第2条も公園施設を「公園の効用を全うするため」に設けるものと定めています。地方自治法第244条も、公の施設は住民の福祉を増進する目的でその利用に供するための施設であり、正当な理由なく住民の利用を拒んではならないとしています。建築基準法上の用途区分を満たすことと、都市公園法・地方自治法が前提とする「公共の用に供する施設」としての実質を備えることとは、別の問題です。 市民が実際に立ち入り・利用できない専用施設は、公園の敷地内に立地していても、実質的には一営利企業の私的施設と変わらないのではないのでしょうか。第4条各号に基づいて建築される個々の建築物について、それぞれ市民の利用可能性（利用時間、予約の要否、料金、対象者の範囲）を具体的に明らかにし、市民が実際にアクセスできない施設については、それを「公園施設」として公有地・税財源を投じて整備することの正当性を、都市公園法・地方自治法の趣旨に照らして説明するよう求めます。 都市公園法では、その効用を全うするため、園路や広場のほか、ベンチ等の休養施設やグラウンド等の運動施設、トイレ等の便益施設など、具体的に公園施設が規定されています。 こうした法規定を踏まえ、留保地施設整備基本計画における施設整備の基本的な考えでは、「遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園の機能を生かし、誰もが快適に過ごし憩うことができる施設整備を目指す」としています。 各施設については、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」において、人工芝グラウンド、テニスコート、多目的コート等は広く市民の利用を想定する施設として位置付けています。このうち、人工芝グラウンドについては、様々な用途での利用を想定するとともに、FC東京による利用も想定しており、具体的な利用配分、利用時間及びルール等については、FC東京と別途協議のうえ整理してまいります。一方、天然芝フィールドは、FC東京の練習拠点としての利用が主となることを想定しています。また、（仮称）運動施設棟は、FC東京の練習拠点としての機能に加え、市民の運動機会や公園全体の管理・運営機能等を備える施設として整備する予定です。 各施設に関する具体的な利用配分、利用時間及びルール等については、今後の施設管理・運営方法等と併せて整理し、取組の進捗に応じて適時適切に情報提供してまいります。 本公園については、こうした各施設の機能に加え、大規模災害時における一時避難や物資輸送拠点としての活用を図るとともに、自由広場や園路等を配置するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる都市公園となるよう整備を進めてまいります。
-----	----	---

その他	21-1 建築制限緩和の実体規定（推進地区条例）は、別の・先行するパブリックコメントで既に固められており、本条例のパブリックコメントでは実質的な審査ができません。パブリックコメントという市の方針の全体像を分かりやすく周知し、それに対する市民の意見表明機会を設けるという、制度の大前提となる条件が整えられていません。市民に分かりにくく情報を分割し、別々に意見を問う方法を使った理由を明示してください。 1. 改正後の都市公園条例第3条の7が引用する「調布市防災・スポーツレクリエーション推進地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例（令和8年調布市条例第 号）」の内容を確認しました。同条例は、都市計画法第20条第1項の規定により特別用途地区として都市計画決定・告示された「防災・スポーツレクリエーション推進地区」の区域（対象区域）内において、建築基準法第48条第1項の用途規制にかかわらず、トレーニング室・更衣所・医務室・運動用具倉庫等の建築物、公園管理のための事務所・倉庫、床面積500平方メートル以内の飲食店、危険物貯蔵施設、自動車車庫等の建築を新たに認めるものであり、公園区域内での商業・管理施設の建築を相当程度緩和する内容です。この推進地区条例は既に別途パブリックコメントが実施済みであり、本年10月の施行が予定されていると承知しています。つまり、「対象区域内でどのような建築物をどこまで建てられるか」という最も実体的な決定は、今回審査対象となっている都市公園条例改正（運動施設率の上限緩和）とは別のタイミング・別の手続で、既に固められています。市民が都市公園条例のパブリックコメントに接する時点では、その前提となる建築用途の緩和自体は覆せない既成事実となっており、意見を述べても運動施設率という数値部分にしか実質的な影響を及ぼせない構造になっています。このように、一体の政策判断（留保地における大規模施設整備の可否）を、都市計画決定・建築制限緩和条例・都市公園条例改正という複数の手続に分割し、それぞれ別々のタイミングでパブリックコメントを行うことは、市民が全体像を把握したうえで一体として意見を述べる機会を実質的に狭めています。推進地区条例のパブリックコメントの実施時期・寄せられた意見とその対応を、本条例案の資料とあわせて公表し、両条例を一体として説明することが、このパブリックコメントを募集するための最低限の条件の一つです。 2. また、推進地区条例第7条は、建築主に対し「事業活動に伴い発生す	「調布市防災・スポーツレクリエーション推進地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例（案）」（特別用途地区条例）は、建築基準法第49条第2項に基づき、国土交通大臣の承認を得て、建築物の建築の制限を緩和するとともに、同法第50条の規定による建築物の敷地、構造又は、建築設備に対する制限の付加を行うものです。 国土交通大臣への承認を申請するにあたっては、事前にパブリックコメントを実施し、市民意見を聴取したうえで申請する必要があるため、令和8年5月14日（木）～6月12日（金）において実施しております。一方、都市公園条例においても、調布市パブリック・コメント手続条例で規定する所定の手続に則り、適正なスケジュールで実施しています。今後も、関係法令に則り、市議会の審議を経て進める予定であります。 今回の留保地を活用した公園整備は、地方公共団体である調布市が整備することを前提としています。 調布市防災・スポーツレクリエーション推進地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例（案）の第5条において定めている外壁の後退距離に関する制限は、緩和する建築物から発生することが想定される騒音や臭気への配慮として定めています。壁面後退の距離を検討するにあたっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定められた40dB未満となること、臭気においては、建築基準法第48条16項第二号に掲げる、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築物（建築基準法施行規則第10条の4の3 表第1号二）の考え方を準用し、排気口の位置が、道路に面すること又は、隣地境界線から4m以上の距離とされていることから、15mという数値を定めています。この後退距離を遵守することで、騒音・臭気への対策は図られるものと考えています。 その他の配慮すべき事項については、市が行う事業であることから、各種法令の遵守等によって、周辺環境への配慮が図られることから、特別用途地区条例において規定はしておりません。 また、罰則規定を設けていない点も同様に、市が行う事業であり、特別用途地区条例を遵守した設計を進めていくことから、罰則規定は設けておりません。
-----	---	---

その他	21-2	る騒音、自動車交通の渋滞、臭気等による周辺環境への悪影響を防止するための措置」を求めています。これは罰則を伴わない努力義務（「努めなければならない」）にとどまっています。同じ調布市の地区計画関連条例（調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例）には用途・容積率等の違反に対する罰則規定（第16条、20万円以下の罰金）が置かれているのに対し、今回の推進地区条例には対応する罰則規定が見当たりません。トレーニング施設・飲食店・自動車車庫等、周辺住環境に影響を与えうる施設の立地を新たに認めながら、その環境保全義務が努力義務にとどまり、具体的な数値基準や罰則を伴わない点について、その理由と、実効性をどう担保するのか、市の説明を求めます。	
その他	22	パブリックコメントで出された市民の意見を実質的に反映するための時間的余裕が設けられておらず、そもそも反映させる意図があるように見えません。 公表されたスケジュールでは、パブリックコメント（7月7日～8月5日）終了後、「意見とりまとめ」「パブリック・コメント結果公表」「条例改正議案提出」がいずれも「8月下旬」に集中しています。この日程では、寄せられた意見を精査し、必要に応じて条例案の内容に反映させるための実質的な検討期間が確保されているとは言い難く、パブリックコメントが形式的な手続にとどまるのは明らかです。結果公表から議案提出までに十分な期間を設け、意見の反映状況（採用・不採用とその理由）を個別に公表するよう求めます。このような形式的に市民の意見を聞いたことにするスケジュールの在り方はパブリックコメント制度を形骸化するだけでなく、市政への市民参加を減退させ、行政への不信を募らせることになるので避けなくてはなりません。	本件は、調布市パブリック・コメント手続条例で規定する所定の手続に則り、適正なスケジュールで実施しています。 今後も、関係法令に則り、市議会の審議を経て進める予定であります。

その他	23	用地取得の枠組みは決着済みですが、FC東京への運営権付与（負担付寄附・指定管理者の随意指定）の是非は別途未検証です 国有財産関東地方審議会（第285回、令和8年4月8日開催）は、東京都調布市西町666番1の土地60,075.07平方メートルについて、調布市に対し都市公園敷地として無償貸付け及び時価売払いをする利用方針を適当と認める答申を行っています。したがって、留保地の国から市への移転の枠組み自体は、既に国レベルで承認済みであると認識しています。 同審議会の説明資料には、事業スキームとして「FC東京が練習施設を整備し、調布市に負担付寄附を行い、調布市がFC東京を指定管理者に指定して管理運営を委託し、FC東京に練習施設の優先的使用を承認し、調布市がFC東京に指定管理料を支出する」という内容が明記されており、審議会はこのスキームの存在を認識した上で審議しています。しかし、正式な諮問事項及び答申の文言は、あくまで「国から調布市への土地の無償貸付け及び時価売払い」という処分方法についてのものであり、負担付寄附・指定管理者随意指定・優先的使用・指定管理料支出という運営スキームそのものを審議会が独立に審査し「適当」と認めたわけではありません。国有財産法第9条の3が定める同審議会の権限も、あくまで国有財産の管理及び処分に関する調査審議であり、調布市がその後どのように指定管理者を選定し、FC東京にどのような優先的使用を認めるかという地方自治体側の運営判断は、審議会の法的な審査対象外です。指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項の趣旨に照らし、公募等による競争性の確保が本来の原則です。施設を負担付寄附で建設・提供した事業者をそのまま随意指定で指定管理者とする運用は、実質的に他の事業者が参入する余地のない出来レースとなり、当該公園施設が特定の一営利法人によって事実上恒久的に優先利用される状態を制度的に固定するおそれがあります。なぜ公募によらず随意指定とするのか、その理由、指定期間、使用料・利用条件、他の事業者への参入機会を検討したか否かについて、具体的な説明を求めます。	事業手法については、調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、市とFC東京が適切な役割分担の下で連携を図るとともに、FC東京が有するスポーツ振興や施設運営に関する専門性、ノウハウを生かしながら、効率的かつ効果的な手法を検討してまいります。 施設の管理・運営に関しては、市による基本的な関与を確保するとともに、施設の利用状況や市民ニーズ等を踏まえ、一定の期間ごとに運営状況を適切に検証し、必要な対応につなげていくため、指定管理者制度の活用を基本に検討しています。 現時点において、指定管理者や、その選定方法、指定期間等の具体的な内容は決定しておりませんが、管理・運営の効率性や継続性等を踏まえ、関係法令及び市の制度に基づき、適切に検討してまいります。 なお、指定管理者の選定においては、地方自治法に基づき、市議会の議決を経るとともに、取組の進捗に応じて、管理・運営に関する考え方について適時適切に情報提供してまいります。
-----	----	---	--

運動施設の敷地面積の上限 (第3条の7)	24	都市公園としての多面的機能とのバランスに疑義があります 都市公園法運用指針が示す公園の基本的性格（休息・レクリエーション、都市環境の保全、生物多様性の確保、災害時の避難地等）に照らし、運動施設率70%（実質69.12%）という高い水準が、防災空間・一般開放された緑地・生物多様性保全等の他の機能を圧迫しないか懸念します。運動施設以外の各機能（休養施設、修景施設等）に配分される面積・比率を具体的に開示し、多面的機能が実質的に確保されていること、そのように判断するための具体的な根拠を示してください。	都市公園法では、その効用を全うするため、園路や広場のほか、ベンチ等の休養施設やグラウンド等の運動施設、トイレ等の便益施設など、具体的に公園施設が規定されています。 こうした規定を踏まえ、留保地施設整備基本計画における施設整備の基本的な考えでは、「遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園の機能を生かし、誰もが快適に過ごし憩うことができる施設整備を目指す」としています。 この基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設の整備とともに、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向けの健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。
---------------------------------	-----------	--	---

その他	25	既存の類似制度（西町地区地区計画）との関係が説明されていません 1. 調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の別表第1・項番10「西町地区整備計画区域」には、既に「スポーツ・レクリエーション地区」という区分が定められており（平成24年告示第275号）、最低敷地面積10,000平方メートル、観覧場・ボーリング場・スケート場・水泳場等の運動施設の建築を認める規定が存在します。これは武蔵野の森総合スポーツプラザ（京王アリーナTOKYO）の敷地に適用されているものと考えられ、同じ西町地区内で、大規模スポーツ施設の整備のたびに専用の地区計画・建築制限緩和の仕組みが個別に設けられてきたこととなります。今回、留保地について新たに「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション推進地区」という別の区域・条例を新設する理由、既存の西町地区整備計画区域（スポーツ・レクリエーション地区）とは区域が重複しないのか、また既存の枠組みを改正・拡張するのではなく新条例を新設する必要性について、市の説明を求めます。両区域の位置関係を示す図面（西町地区地区計画計画図と、推進地区の対象区域図の重ね合わせ）を公表し、市が西町地域において場当たり的に個別の建築制限緩和を積み重ねているのではないかという疑念に答えるべきです。 2. さらに指摘したいのは、「防災」という看板の使われ方の一貫性です。同じ西町地区整備計画区域（スポーツ・レクリエーション地区）の枠組みで既に整備された武蔵野の森総合スポーツプラザ（京王アリーナTOKYO）について、東京都・スポーツTOKYOが公表する施設の目的は「①多摩地域のスポーツ振興拠点」「②地域の活性化・まちづくりへの貢献」の2点のみであり、防災機能は掲げられていません。つまり、同一エリアで同種の建築制限緩和の仕組みを用いて整備された先行施設は、防災を名目にしていません。にもかかわらず、今回の留保地案件だけが「防災・スポーツレクリエーション公園」として防災を前面に打ち出しているのは、実態としては運動施設（面積の69.12%、うちFC東京の優先的使用が認められる天然芝フィールドが過半）の整備でありながら、反対しにくい「防災」という大義名分を付加することで公共性を補強している疑いがあります。	留保地を活用した公園整備は、防災・スポーツレクリエーション機能を有し、市民に開放された公園として整備するものです。 一方、西町地区地区計画はスポーツ施設の立地を誘導する目的で、都市計画マスタープランにおいて、スポーツ・産業・観光交流地区として位置付けられている地区を指定しています。留保地は、都市計画マスタープランにおいて、公園・緑地地区に位置付けており、西町地区地区計画が定められている地区とは、土地利用の方針が異なることから、今回、都市計画の手法を検討するなかで、西町地区地区計画区域の変更はしていないものです。 市は、これまで調布市地域防災計画において、市内を大きく東西南北及び中央部に分割し、緊急物資等の地域内輸送拠点として大型拠点倉庫を整備し、物資の輸送拠点として利用することを位置付けてきました。東部は、大町スポーツ施設内に既に整備しており、中央部は平成29年3月に京王線線路跡地に小島町防災倉庫を整備しました。西部は、市の利用計画に基づき調布基地跡地留保地に整備する予定の公園内に整備していくことを計画しており、今回、その計画に則った整備になります。 今回の整備地は、甲州街道や中央自動車道調布インターチェンジに近接しており、災害時に国や東京都からブッシュ型で輸送されてくる物資を市内各避難所へ配送する際の物資輸送拠点として整備するには適地であると考えております。今回の整備が実現した暁には、西部地域の防災拠点のみならず、市全体の防災力の向上に大きな役割を果たす施設になると考えております。 また、本施設の天然芝グラウンドは、大規模震災時における帰宅困難者の一時滞在機能を有しております。運動施設棟においては、災害時の活用の用途、条件等について今後調整して参ります。
-----	----	--	---

その他	26	一般的な基準を示さず、個別プロジェクトのためだけに条例で特例を設けていることが、計画行政の在り方を歪めています。このような将来に禍根を残す進め方はやめてください。 改正後の都市公園条例第3条の7による運動施設率上限70%は、「推進地区条例第3条に規定する対象区域」にのみ適用されるものであり、この対象区域自体が留保地一筆のためだけに都市計画法上の特別用途地区として指定されるものです。すなわち本条例は、「一定の要件（敷地規模、住宅地からの距離、公共性確保の条件等）を満たす公園には上限70%を認める」といった一般的な基準を定めるものではなく、実質的に「この1件の敷地についてのみ70%」とする個別指定にとどまっています。条例は本来、不特定多数の事案に適用される一般的規範であるべきであり、特定の一事業者・一事業のために、その事業計画に合わせて数値を設定する手法は、条例という法形式になじむものではありません。なぜ一般的な基準を策定したうえで運動施設率の見直しを行うのではなく、個別条例による特例措置を選んだのか、その考え方を示す義務があります。このような手法が積み重なれば、今後同種の要望を出す別の事業者が現れた際に、その扱いが一般的基準ではなく、その都度の政治的・行政的な調整によって左右される余地を残します。基準によらない個別対応が常態化することは、行政の予見可能性・公平性を損ない、計画行政（あらかじめ定めた一般的な計画・基準に基づいて行政を進めるという原則）の存在意義を掘り崩すものです。平成24年の西町地区地区計画（スポーツ・レクリエーション地区）も特定の施設整備に合わせて設定されたとみられる区域であり、今回また別の特定事業のために専用の区域・条例を新設するのだとすれば、市はこのエリアにおいて「個別の大型施設計画が持ち上がるたびに、その計画に合わせて専用の条例を作る」という運用を繰り返していることになります。この手法の妥当性、及び今後同種の要望が生じた場合にどのような基準で対応するのかについて、市の見解を求めます。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じ条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されたことを踏まえ、他の自治体の事例も参考に、新たに整備する「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園」に限定し、スポーツ施設の利用状況を踏まえ、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設を整備し、併せて、市と包括連携協定を締結するF C東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が100分の50を超える計画となっています。
-----	----	--	--

その他	27	(1) 上限70%の算定根拠の開示、(2) 運動施設の専用・一般開放の内訳開示と、市民が利用できない専用施設を都市公園法・地方自治法の趣旨に照らして「公園施設」と位置付けることの正当性の説明、(3) 推進地区条例のパブリックコメント実施状況・結果の公表と、環境保全義務(第7条)の実効性確保策の提示、(4) 意見反映のための十分な期間確保、(5) FC東京を指定管理者として随意指定する理由・競争性確保の検討状況の開示、(6) 機能別面積配分の開示、(7) 既存の西町地区整備計画区域(スポーツ・レクリエーション地区)との関係・重複の有無の説明、(8) 個別プロジェクトごとに特例条例を制定する手法ではなく、一般的な基準を策定しない理由の説明、をそれぞれ行ったうえで、改めて市民が実質的に意見を反映できる手続をやり直すことを求めます。	No.19~No.26を参照
-----	----	---	----------------

その他	28-1 この条例に関係する留保地の公園計画は、一体だれのためのものなのでしょうか。公園は、市民のための公共施設であり、調布市にとって、これだけ広い敷地と豊かな自然に恵まれた環境を、公園として利用できるという大変貴重な条件の場所です。調布市の西側には、スポーツコートは多数ありますが、これだけゆったりとした敷地を、多様な市民が様々な形で利用できる可能性のある敷地は他にないのではないのでしょうか。この貴重な環境を生かして、老若男女、子どもから高齢者まで、また障害のある人も、多様な人々が憩い、様々な用途で居場所とできる環境とスペースであるにもかかわらず、なぜ、ほとんどの樹木を切り倒し、更地にし、周囲と同様スポーツコートにしなければならないのか、納得がいきません。それも、70%もコートにする。しかも、FC東京が優先的に利用するという条件付きです。さらに、運動施設棟、駐車場も入れれば、残り1割ほどがやっと市民が自由に使えるオープンスペース。図では、西町公園と合わせて広いように思いますが、この酷暑の続く夏、西町公園には大きな樹木は植樹できず、日陰のないただ広い広場に子どもたちの姿はありません。1年の半分ほどが夏となってきたこの頃、この傾向はさらに厳しくなることが予想されています。市は、なるべく樹木を生かしといいます、敷地の8～9割が樹木を撤去しなければならない、400本以上の樹木林を伐採することでどんな環境変化が起きるか、どれだけ真剣に調査されているのでしょうか。それだけでなく、東京、そして調布の自然は、確かに減少しています。この公園計画は誰が誰のために立てた計画でしょうか。とても、多くの市民の声が聞かれたとは思えません。 今、人々の暮らしはゆとりがなくなり、居場所を失っている子どもたち、若者、働く人々、高齢者が増えています。そんな時、自由に遊べる場所、ゆったり過ごせる場所、ほっとしたり散歩など軽く運動したり、気分転換できる場所、それが市民の身近に欲しい公園です。立派のコートで、スポーツできる人々は限られています。日常の健康のために、日々の憩いのための公園が今必要とされています。そんな公園が、なかなかないのです。公園であるならば、なるべく市民の多様な人々が思い思いに利用できる場であってほしいと思います。 そのために、運動施設は50%までとする制限があったのではないのでしょうか。本来の公園の意味からすれば、それが必要な制限だったと思います。今回の留保地の公園の在り方は、それからあまりにかけ離れて	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じ条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本施設整備では、防災・スポーツレクリエーション機能を有し、FC東京の練習拠点を整備することにより、市民がスポーツを「する」「見る」「ささえる」ことに資する都市公園としての整備に向けて、他自治体の事例も参考に、関係法令に則り運動施設割合の制限を緩和するものです。 本事業は、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設の整備とともに、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。 施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししてまいります。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。
-----	---	--

その他

28-2

いて、一体誰を想定して計画をたてたのだらうと疑問を持ちます。この公園で、スポーツできる人々はごく限られた人たちです。それも、調布市民とは限りません。

都市公園法にある公園の種類からすると、6haの公園は、地区公園とあり、徒歩圏内の住民の利用を目的としています。現計画では、FC東京の練習を見る支えるなどの利用をうたい、本来の目的からそれているのではないのでしょうか。公園の種類には「運動公園」もありますが、15ha以上の広さがあり、運動施設をおいても、本来の公園の誰でも利用できるスペースが取れるからではないのでしょうか。それぞれ、今まで、ルール化してきたものには、そこに意味があったはずで。そのルールや本来の利用方法から、この計画は逸脱しているため、70%にしなければならなくなったと考えます。行政自らが、いくつものルール違反をせざるをえない計画を立てて、後からルールの方を変えるという本末転倒なことをしているのです。この計画自体、市民の実態を掴んでもいなければ、希望も把握していない、その上今の時流に反して豊かな自然の消滅である。何のための誰のための公園なのか。ここで立ち止まり市民を入れて協議すべきです。この計画のスタートから、進め方が間違っていたとしか思えません。そこで出てきた70%を認めたら、調布市の行政は今後、信頼を失うことになりかねません。留保地の公園計画を知り、最初の驚きは、森と化した留保地の樹木を一斉撤去し更地にするという計画です。これを、どのくらいの市民が知っているのでしょうか。この度の7月の説明会の資料には、今の留保地の姿は一切出てこず、できあがりの公園図しか見せられませんでした。これは環境変化について市民に情報隠しといっても過言ではないはずです。18年前に市と市民でつくった公園計画では、樹木はなるべく残してくれという市民の希望は多かったと聞いています。情報とは、都合のいいも悪いもひっくるめて、市民と共有することで、本当の選択ができるのです。

こうした、示威的な情報提供はかえって不信感を生みます。また、この計画の自然環境の変化について、調布市に所属する環境保全審議会にも、最近まで、一切この情報を知らせなかったということにも驚きました。何のために、審議会を置いているのでしょうか。5月の審議会で初めて、留保地の自然について議題にされ、委員全員から疑問や問題点が指摘されました。これをそのままにはできないでしょう。環境の視点から、今一度検討すべきです。将来の調布にも、禍根を残すことになりま

その他	28-3	す。こうした、問題点を明らかにしないままに、ここまで進んできてしまった、進めてきてしまったことは大変問題だと思います。これから、今までのルールを変えなければ、この計画を前に進められないことがあるのではないのでしょうか。それを、秘密裡にしたまま計画を前に進めることはしてはなりません。調布市の姿を歪めてしまいます。70%の問題は、その一つだと思います。今までの公園の在り方や規則からしても、この計画は逸脱した内容で、公園として認められません。また、計画段階で市民の声は一切生かされていないといって過言ではないと思います。計画ありきで、それを通すためにルールを変えていくというのは本来、本末転倒です。一度、ここで立ち止まり、この計画を市民と協議しながら見直してほしいと思います。	
-----	------	--	--

その他	29-1	留保地説明会への意見書と重なるところがありますが、意見書はまちづくり推進課へ出しましたが、緑と公園課にも関わることと思いますが、その辺の連携はどうなっていますか？ 今回は緑と公園課に出すようにとのこと。 条例改正で運動施設が50%から70%になり、公園部分は30%に減る計画。 現在周辺には運動施設が集中しているが、さらに増やす必要があるのか？稼働率はどうなのか？と意見書でも質問しました。 この酷暑の中、屋外での運動は益々制限されていくでしょう。 又施設の殆どはFC東京のためのサッカー場、人工芝練習場、広い駐車場などが占めており、それで70%にもなると思えます。 この計画が果たして市民のためになるのか？疑問です。 木の下はひんやりとして温度が下がることは体験でご存知と思います。 気候危機の今、世界で緑の大切さが言われ増やす計画が進むなかで、せっかくある100年の森を潰して良いのか？ 木々を生かして、子ども達、若者が身近に自然と親しみ、遊び、学べる場、近隣の人がゆっくり憩える場として整備する方が市民にとって、地球にとって有効なのではないか？ 賑わいはもう十分にあるのではないのでしょうか？ 調布らしい、落ち着いた市民が安心して暮らせる環境を整える方が大事なのではないのでしょうか？ 東京の町はどこも溢れるほどの賑わいに満ちていますが、その喧騒を真似ることはないと思います。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じて条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本事業では、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、FC東京の練習拠点を整備するとともに、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設を整備します。 併せて、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。 令和6年度のスポーツ施設における土日祝日の抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、特に休日において、利用希望に対して十分な利用機会を確保できていない状況にあります。 本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、FC東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、FC東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。 木陰には、暑熱緩和効果があり、緑化には、多様な機能があるものと
------------	-------------	--	---

その他	29-2		認識しております。 市は、平成20年に策定した調布基地跡地留保地利用計画で整理した従来の枠組みを基本としつつ、その後の社会状況や関連計画、民間活力の活用等の考え方等を踏まえ、令和7年12月に調布基地跡地留保地施設整備基本計画を策定しました。この基本計画では、防災機能やスポーツ・レクリエーション機能を備えた公園整備を進めるとともに、既存植栽の活用や緑の機能への配慮を位置付けております。 また、自由広場の整備を中心に、隣接する西町公園とも一体的整備を図り、既存樹木の活用と併せ、緑が有するグリーンインフラとしての有効活用なども含め、子どもたちが自然に親しみながら遊び、多世代の市民が憩える環境づくりについても取り組むこととしております。 なお、いただいた御意見については、緑の保全や緑が有する機能に関する御意見として受け止めさせていただくとともに、今後の施設整備や管理運営の検討に当たっての参考とさせていただきます。
その他	30	調布で育ち、調布で子育てをし、今は調布でボランティアを通じて子どもたちと関わっております。 我が子が享受した手つかずの自然、調布のよさが徐々に失われてゆくことに大変寂しさを感じております。 大人が用意した枠に収まらない子どもたちの想像力、何でもない所から遊びを立ち上げてゆく力、そこに楽しさを感じられる感性こそ、私たち大人が子どもたちに保障すべきもの、とそこに責任を感じてコメントさせていただくことにしました。 もちろんスポーツ施設を整備することで広がる可能性もあります。さまざまなニーズ、価値観、その中でどちらも尊重する意味で定められたのが50%という決めだだと思います。 なぜ、あえてその比率をかえてまでスポーツ施設の充実に力を入れなくてはならないのか、本当に子どもたちのためにそこまで切実な必要性があるのか、 腑に落ちる「改正の根拠」が見つかりません。 改正には反対です。50%の比率を守っていただきたいと思います。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じて条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本事業では、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、FC東京の練習拠点を整備するとともに、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設を整備します。 併せて、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。 調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園とFC東京の練習拠点を一体的に整備することとしています。こうした施設の規模や配置を具体化した結果、都市公園法令上の運動施設割合が現在の条例で定める100分の50を超えることから、本公園に限り、その上限を100分の70とする条例改正を検討しているものです。

その他	31	留保地利用計画はまだ十分に市民に浸透しないまま、あまりに早急に進められていることに違和感を持っています。 その利用計画のために条例改正までして押し進めようとしていることに市民は納得しているのでしょうか。 これでは公共の公園として利用する側の市民の声も反映されないと危惧されます。市民の意見を聞くための説明会がまだまだ必要なのではないでしょうか。ほぼ森林伐採を含むこの行政の一方的な計画をこの条例改正案も含めて見直すことを希望します。	施設整備に当たっては、都条例に基づく自然環境調査の結果を踏まえ、設計の中で、具体的な検討に取り組んでいます。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。 市は、昨年8月に調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関する基本的な考え方を公表して以降、SNSや市ホームページ、イベント等を通じて周知を行うとともに、市民アンケートやオープンハウス、パブリック・コメント手続のほか、留保地周辺の自治会や地区協議会等への説明など、多様な手法により、情報提供や意見聴取に取り組んで参りました。今後につきましても、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園の整備に向け、事業の進捗に応じて、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、適時適切な情報提供に取り組んで参ります。
その他	32	都市公園の性質から考えて、スポーツ施設（サッカーグラウンド、テニスコート）を整備するにあたり施設面積を引き上げることを可能にする条例改正には反対です。 地域の活性化、スポーツを通じたまちづくりの中核はもう十分担われており、調布市がわざわざ条例を改正してまで事業を実施するべきものではないと考えます。 自然、生態系への影響も気になりますし、何よりサッカーの試合、京王アリーナでのライブイベントがある日の交通渋滞や参加者のマナーの問題、近隣スーパーの駐車場が都外ナンバーで埋まり、日常の買い物にも不自由する事があるのをご存知でしょうか。 また、市議会における議論は十分になされ、市民への周知説明は適正になされたものでしょうか。私は十分だとは思っていません。 此等のことから条例改正には反対です。	施設整備に当たっては、都条例に基づく自然環境調査の結果を踏まえ、設計の中で、具体的な検討に取り組んでいます。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。 都市公園における運動施設割合は、平成29年の都市公園法施行令の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じて、地方公共団体が条例で割合を定める仕組みとなっています。調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園とF C東京の練習拠点を一体的に整備することとしています。こうした施設の規模や配置を具体化した結果、都市公園法令上の運動施設割合が現在の条例で定める100分の50を超えることから、本公園に限り、その上限を100分の70とする条例改正を検討しているものです。 周辺の交通環境対策については、天文台通り（敷地東側都道）をはじめとする周辺道路の交通状況や周辺施設の利用状況等を踏まえ、施設への車両の出入りによる交通混雑の抑制や歩行者・自転車の安全確保などについて、道路管理者や交通管理者等の関係機関と協議しながら、必要な対策を検討してまいります。 また、市は、昨年8月に調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関する基本的な考え方を公表して以降、SNSや市ホームページ、イベント等を通じて周知を行うとともに、市民アンケートやオープンハウス、パブリック・コメント手続のほか、留保地周辺の自治会や地区協議会等への説明など、多様な手法により、情報提供や意見聴取に取り組んで参りました。今後につきましても、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園の整備に向け、事業の進捗に応じて、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、適時適切な情報提供に取り組んで参ります。

その他	33	そもそも市民の意見を取り入れた2008年版公園整備計画を抹消したことに市民に対して何の説明もなく、そこへさらに市民に無断でFC東京の練習施設を持ってきて、まるでもはや後戻りができないかのような体裁にまで作り込んでおいてから初めて市民に発表するという脅迫まがいのプロセスで進め、後日黒塗りでしか開示できないような秘密協議を重ね、発表したらしたで前市長は説明会を開くことから逃げ通し、議会での質問も官僚答弁ではぐらかし続け、揚げ句の果てに前市長はすべてを放り出して辞めたのであるから、本公園整備計画は白紙撤回以外選択肢はないはずであるにもかかわらず、言うに事欠いて本計画を押し進めるためには現条例では都合が悪いとなれば条例の方を変えてしまおうというのは、一般の感覚では到底発想もできない厚顔無恥な行政感覚であり、自分の自治体から見せつけられるこの見境のない強引な姿に恐怖すら覚えるのは、本件以外の場合においても今後、行政側の都合で事後的に条例を変更できてしまうという悪しき前例を産もうとしている現行に行政がまったく悪びれる様子もないからである。 また、まるでゴールポストをずらすかのような計画のための条例改正という発想は、事業提携相手がFC東京というプロサッカーチームであることから悪い冗談以外の何物でもなく、つまりフェアプレー精神にツバを吐くような反則的手段であり、そのような悪手を取ることは調布行政にとってもFC東京にとっても負のレガシーとなり、現調布市民の我々としても今それを許したとなれば将来からの誹りは免れないであろうとの危惧から、改正条例案には反対である。	本事業の進め方や情報提供の在り方について、これまで様々な御意見をいただいていることは真摯に受け止めております。一方で、市としては、平成20年に策定した調布基地跡地留保地利用計画に位置付けた、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するという基本的な方向を変えることなく、市との連携に関するFC東京からの提案も踏まえ、昨年12月に、調布基地跡地留保地施設整備基本計画を策定いたしました。 また、FC東京との連携については、長年実現に至らなかった調布基地跡地留保地利用計画を実行に移すことができる機会と捉え、市民アンケート、オープンハウス、パブリック・コメントなどを通じて様々な御意見を伺いながら検討を進めてきました。 なお、調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づく取組を進めるに当たり、用途地域や都市公園における運動施設割合について、他の自治体の先行事例も参考に、法令に基づき必要な条例改正等の検討を進めているものであり、いずれもパブリック・コメント手続や市議会での審議など法令に則った所定の手続を経ることとしております。市としては、法令や条例に基づく手続の中で、防災機能や市民利用機会の確保のほか、周辺環境への配慮も図りながら本事業を進めて参ります。
-----	----	--	---

その他	34	調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づく「(仮称)調布市防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に向けて、調布市都市公園条例で規定する運動施設割合の上限100分の50について、今回整備する都市公園に限り上限を100分の70に緩和することに反対です。以下に理由を述べます。 都市公園の運動施設面積を50%以下に抑える基準は、公園の多様な利用（緑地・休養・防災・景観）を確保するために、運動施設偏重を防ぐ目的で設定された全国的な標準です。 公園は「運動施設のための土地」ではなく“都市の公共空間”です。都市公園は、緑地、休養、景観、生態系保全、子どもの遊び場など、多様な機能を持つことが前提です。もし運動施設が公園の大半を占めると、公園本来の多様性が失われるため、国は「半分まで」という上限を設定したというのが基本思想です。 運動施設割合を50%以下に抑える基準の歴史的背景は高度成長期に“運動施設偏重”が問題化したことにあります。 その結果、緑が減る、子どもが自由に遊べない、高齢者が休めない公園が“スポーツ施設の集合体”になるという問題が全国で指摘され、これを是正するため、「運動施設は公園の半分まで」という基準が国によって設定されたという経緯があります。 都市計画の思想として、公園は“誰のものでもある空間”であるべきです。 運動施設は利用者が限定されます。ましてや「(仮称)調布市防災・スポーツレクリエーション公園」は市民の利用ができない、FC東京という私企業の施設割合が既に非常に大きい計画となっています。 本来の都市公園の公共空間の役割に立ち返って、運動施設の割合を50%から70%に緩和するのではなく、公園の計画を運動施設の割合を50%内に抑えるように、変更すべきだと考えます。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じて条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本事業では、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、FC東京の練習拠点を整備するとともに、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設の整備を検討しています。 併せて、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。 令和6年度のスポーツ施設における土日祝日の抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、特に休日において、利用希望に対して十分な利用機会を確保できていない状況にあります。 本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、FC東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、FC東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。 調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園とFC東京の練習拠点を一体的に整備することとしています。こうした施設の規模や配置を具体化した結果、都市公園法令上の運動施設割合が現在の条例で定める100分の50を超えることから、本公園に限り、その上限を100分の70とする条例改正を検討しているものです。
------------	-----------	--	---

その他	35	今の自然を残したカタチでのスポーツ施設計画なら賛成します。 条例の改正には反対です。 森を残して下さい。	施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししてまいります。 令和6年度のスポーツ施設における土日祝日の抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、特に休日において、利用希望に対して十分な利用機会を確保できていない状況にあります。 本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、F C東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、F C東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。
-----	----	---	--

その他	36-1	主点を言及する前に共有化しておかなければならない事項が以下4点の法的必要要件と考える。 ① 都市公園法第1条（目的）：この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。 ② 調布市都市公園条例第2条（基本方針）：都市公園の設置及び管理については、調布市環境基本条例の本旨を達成するため、環境の保全等に配慮して行うものとする。 ③ 調布市環境基本条例第1条（目的）：この条例は、環境の保全、回復及び創出で基本となる理念を定め（中略）市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。 ④ 国有財産法第22条第1項第1号に規定する公園及びため池について【財理第1546号】1【公園】(2)営造物公園は、国又は公共団体である行政主体が一定地域を構成する土地物件に対する権原に基づいて直接に公の目的に供用する営造物であり、公共団体が営造物公園を設置するに当たり、公園の構成要素となるべき土地物件が国有財産である場合は、当該土地物件について国から所有権又は使用する権利を取得することを要するものである。 上記①②③④記載事項を鑑みると、都市公園に於ける【運動施設】は都市公園同等に行政主体が一定地域を構成する土地物件に対する権原に基づいて直接に公の目的に供用する営造物であり、且つ専ら公の目的にて共用されるものでなければならず。 平たく言うと都市公園に於ける【運動施設】は調布市監理のもと市民主体の施設であり、都市公園の【運動施設】は、都市公園に於ける運動施設割合に拘わりなく、その中身また運用が公のものであるのか否かが問われていること。上記を踏まえた上で調布市には、パブリック・コメントを求めるにあたり次のことを【定量的に詳しく】公知することを要求する。また調布市がこのことを曖昧にしたまま都市公園条例変更を行うことは断じて許されることではない。 本件パブリックコメントを求める調布市がホームページ「調布市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について」《6 基本計画における留	各施設については、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」において、人工芝グラウンド、テニスコート、多目的コート等は広く市民の利用を想定する施設として位置付けています。このうち、人工芝グラウンドについては、様々な用途での利用を想定するとともに、FC東京による利用も想定しており、具体的な利用配分、利用時間及びルール等については、FC東京と別途協議のうえ整理してまいります。一方、天然芝フィールドは、FC東京の練習拠点としての利用が主となることを想定しています。また、（仮称）運動施設棟は、FC東京の練習拠点としての機能に加え、市民の運動機会や公園全体の管理・運営機能等を備える施設として整備する予定です。 各施設に関する具体的な利用配分、利用時間及びルール等については、今後の施設管理・運営方法等と併せて整理し、取組の進捗に応じて適時適切に情報提供してまいります。 本公園については、こうした各施設の機能に加え、大規模災害時における一時避難や物資輸送拠点としての活用を図るとともに、自由広場や園路等を配置するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる都市公園となるよう整備を進めてまいります。 市は、調布基地跡地留保地の活用について、平成20年に策定した調布基地跡地留保地利用計画を踏まえ、これまでの間、検討を継続してきましたが、実現には至っておりませんでした。そうした中で、昨年6月に、市と連携した調布基地跡地留保地の活用について、FC東京からの提案を受けました。その後、市としてその提案内容を踏まえた検討を行い、昨年12月に、調布基地跡地留保地施設整備基本計画を策定いたしました。 また、これまで、アンケートやオープンハウス、パブリック・コメント手続等を実施し、幅広く御意見を伺いながら検討を進めて参りました。市としては、本事業に関して、市民から様々な御意見があることを認識しており、今後も施設整備や管理運営の検討に当たり、市民の皆様への情報提供と丁寧な説明に努めて参ります。 なお、用途地域や都市公園条例に関する見直しについては、法令に基づく手続の中で、市民利用、防災機能、周辺環境への配慮などを総合的に勘案しながら検討するものです。条例改正を行う場合においても、パブリック・コメント手続や市議会での審議など所定の手続を経て判断されることになります。
-----	------	---	--

その他	36-2 保地を活用した施設整備に関する基本的な考え方（ページ6）【施設配置図（通常時）】》 の個別施設（例えば天然芝フィールド右・左毎・人工芝フィールド等）ごとにつき以下公知を要請する。 ⑤ 個別施設ごとに1年365日（1月1日～12月31日）毎々日ごとの使用可能な時間を100として、【市民が自由に使用できる365日各々の日の延べ時間】の概算提示 ⑥ 上記①にて算出した数値を基に個別施設ごとに、月毎の使用可能総時間を100として、【毎々月の市民が自由に使用できる月単位の総和】の概算提示（上記⑤積算） 留保地構想における都市公園条例変更の運動施設敷地割合だけではなく、調布市が言う「調布市と包括連携協定を締結するFC東京の練習拠点を整備するため改正」に関連して、災害時を除く通常時に限定して留保地構想での都市公園の中の運動施設に於ける市民使用が年間を通して各施設の使用できる総時間と比率はどの程度あるのか【それは市民使用の自由度の定量的把握】を市民と調布市が共有しなければならない【必須情報】と考える故である。 申すまでもなく、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という視点ではなく留保地構想における都市公園条例変更によりスポーツを「する」だけの視点で上記⑤⑥の公知が必要である。これらを共有化出来ない中で、都市公園条例変更への判断などできる筈もない。 調布市は留保地構想につき都市公園条例変更前にあらかじめやるべきことが山積しているにも拘わらずFC東京との包括連携協定を前面に打ち出し、市民と市民感情に真摯に対峙する姿勢がどこを切り取っても確認できない。また、当パブリック・コメントは都市公園条例変更にともなうパブリック・コメント要求事項ではないなどと除外されるものであってはならない。
-----	--

その他	37-1 調布市都市公園条例第3条の7の改定（以下、都市公園条例変更と記す）の審理（パブリックコメントを含む）を行う状況・時期には至っていない。調布市は都市公園条例変更に優先して「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（以下、当該条例と記す）に基づく諸事対応を行うことが順当であり、当該条例に基づく過程終了まで都市公園条例変更の審理は中断すべきである。 （仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園整備事業に関する大規模開発事業における土地利用構想（以下、留保地構想と記す）については、当該条例以下条文の適用を受ける。 ① 当該条例第31条第2項に基づき大規模開発事業者はその土地利用構想に係る事業施行区域の周辺の住民及び規則で定める利害関係を有する者に周知するための説明会の実施 ② 当該条例第32条（大規模開発事業について地域の特性を生かした住み良い街づくりを推進する見地からの意見を有する住民（中略）市長に対し、意見書を提出 ③ 当該条例第33条（大規模開発事業者は（中略）その意見書に記載された意見に対する見解を記載した見解書を市長に提出 ④ 当該条例第34条（市長は（中略）第32条第1項の規定により提出のあった意見書及び前条第1項の規定により提出のあった見解書の内容を考慮のうえ、公聴会を開催」と規定している。 従って、当該条例の規定（上記①～④）を踏まずに、先に都市条例変更の審理を行うことは本末転倒の行為である。 調布市は、当該条例第31条第2項に基づき説明会を2026（年7月10日/11日（於：調布中学校）（以下、当説明会と記す）に行ったと主張するだろうが、当説明会Agendaとその内容は、当該条例主旨に準拠しておらず、それ以上に留保地構想は調布市都市計画マスタープラン（2023（令和5）年8月制定）から大きく逸脱している。それらを鑑み当説明会とその内容に於いて当該条例第31条第2項による説明会とは認めるに至らない。 調布市に於いては、2023（令和5）年度調布市都市計画マスタープラン公告と時期を同じくして留保地活用に関するFC東京との協議（FC東京公表）が開始されていたにも拘わらず、市民には2年後の2025（令和7）年9月（OH報告）まで公知せず。更に重大な問題は市税の負担の内	本件は、調布市パブリック・コメント手続条例で規定する所定の手続に則り、適正なスケジュールで実施しています。 今後も、関係法令に則り、市議会の審議を経て進める予定であります。 本事業は、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づく大規模開発事業の手続の対象となっています。ご認識のとおり、同条例第31条に基づく説明会の開催、同条例第32条に基づく意見書の提出、第33条に基づく見解書の提出及び縦覧の手続を経て、同条例第34条に基づき、市長は、説明会の報告、意見書及び見解書の内容を考慮のうえ、必要があると認める場合には、公聴会を開催することができるとされています。 令和8年7月10日及び11日に開催した説明会は、同条例第31条に基づく説明会として開催したものです。また、同条例第32条に基づく意見書の受付は終了しており、今後は同条例第33条に基づく見解書の提出及び縦覧等の手続を、条例の規定に従い進めてまいります。 市は、調布基地跡地留保地を活用した施設整備の検討に当たり、アンケート、オープンハウス、パブリック・コメント手続等を実施し、幅広く意見の把握に努めてきたところです。今後も施設整備に関する取組の進捗に応じて、市民の皆様への情報提供と意見聴取に取り組んで参ります。 なお、都市公園条例の見直しについては、調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づく施設整備の実現に向けた課題への対応として取り組んでいるものであり、市議会での審議を経て判断されるものとなります。
-----	---	---

その他	37-2	容について、調布市は都合よい一部分だけを切り取った説明を当説明会で行い、今日現在に至っても市民にその全容を詳らかにしていない。その様な状況下本末転倒の都市公園条例変更の審理先行など許される筈もない。当該条例に基づく真っ当なプロセスを経て市民に全容を公知してから都市公園条例変更の審理を行って頂くことは最低限の必要条件。調布市は留保地構想につき都市公園条例変更前にあらかじめやるべきことが山積しているにも拘わらずFC東京との包括連携協定を前面に打ち出し、市民と市民感情に真摯に対峙する姿勢がどこを切り取っても確認できない。また、当パブリック・コメントは都市公園条例変更にともなうパブリック・コメント要求事項ではないなどと除外されるものであってはならない。	
-----	------	---	--

その他	38-1 調布市都市公園条例第3条の7の改定（以下、都市公園条例変更と記す）の審理（パブリックコメントを含む）以前に調布市は優先してやるべき検討・協議・審理項目がある。現状都市公園条例変更審理は中断して、まず先に(仮称)調布市防災・スポーツレクリエーション公園整備事業に関する大規模開発事業における土地利用構想（以下、留保地構想と記す）について、ガバナンス機能を有して、市民及び市民生活環境並びに市民感情に視点・支点を置き、Zeroベースからの検討と施策の再構築を行うことが最も必要である。 調布市は2025（令和7）年9月（留保地構想OH報告）公知以降に於いてもFC東京との包括連携協定締結を盾に、俯瞰して見て、市民に寄り添った対応は凡そ観ること・確認することは出来ない。従って留保地構想は未だ全く市民権を得たとの状況には無いことを調布市は再認識すべき。調布市が留保地構想の市民権を得るべく丁寧なプロセスを経ずに、更に市民に対して留保地構想の説明責任すら果たさずの中の猪突猛進行為は、後々禍根を残すことは火を見るより明らか。調布市として許されるべき行為ではない。 現状留保地構想に対する今の調布市の進め方は、大きくは今まで市民一定の暗黙の理解のもと調布市の大局観とガバナンス機能を有して年月を経て積み上げてきた制度設計（グランドデザイン）とそれに基づく各種制度を、いわば「力づく：無理を通せば道理が引っ込むが如く」民主的行政とその運営の望ましき姿とは大きく乖離した実力行使と市民からは観える。調布市の留保地構想の「力づく」の行為は、今後の調布市行政運営に対する悪しき慣習として常態化することへの懸念、市民意見の劣後等々後々に悪影響を及ぼす行為と観る。 都市公園条例変更が行われ、留保地構想が所期通り行われるとした場合、調布市はそれに先立ち以下のことのこと自覚並びに説明及び実施後の責任を負うこと。あらかじめその責任の所在を明らかにすること並びにその責任の証跡を残すことを要す。 都市公園条例変更後、当該計画が所期通り行われた場合、その影響は都市公園条例変更に伴う留保地構想の敷地内行為で収まる話ではなく、周辺地域はもとより調布市内また近隣行政区域内しかも時間軸では終日/年	市は、平成20年に策定した「調布基地跡地留保地利用計画」に基づき、これまでの間、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」の実現を目指して検討を続けてきました。今回の条例改正は、「調布基地跡地留保地利用計画」で整理した枠組みを基本として策定した「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づく施設整備の実現に向けて必要となった課題への対応として検討しているものであり、市議会での審議を経て判断されるものとなります。 また、市民の皆様からは、これまでに実施させていただきました、アンケート、オープンハウス、パブリック・コメント手続等の機会において、取組の進め方や情報共有の在り方のほか、環境面や周辺地域への影響などに関する御意見をいただいております、それらを踏まえ、施設計画や運営方法等の検討を進めているところです。 今後も、市民利用、防災機能、周辺環境への配慮などの観点を踏まえながら、検討を進めるとともに、取組の進捗に合わせた情報提供と説明に努めて参ります。
-----	---	--

その他	38-2	間を通してまた環境を含めた無限の立体空間領域に及ぼす【悪しき影響】【弊害】は、想定しただけも枚挙にいとまがない。加えて地域特性として日本国内1位の過密・危険を有する東京都調布飛行場と隣接する地域であること、2015（平成27）年7月26日調布飛行場を飛び立った飛行機が留保地構想の隣接地域に墜落し、市民犠牲者並びに広く住宅地域に被害をもたらししたこと。その墜落の真の要因が今もって詳らかにされていない状況を別物として観てはならない。故に留保地構想実行による原状変更時の様々な【悪しき影響】【弊害】について、あらかじめ【具体的且つ定量的内容】にて、調布市は市民に公知することが責務且つ義務である。それをせずに留保地構想に着手してはならない行為である。例えば、環境面で一つ例に挙げればどのような対策を講じてもマイクロプラスチックの飛散は、近隣また調布市居住者に留まらず恒常的健康被害の発生は予見される。事前対策のみでなく、恒常的健康被害発生時の医療体制それに伴う政策等善後策を留保地構想実行前の施策展開として必然である。 市民は市税納税者である。留保地構想に於ける財務計画について極めて不透明・不自然である。上記諸事不透明な中、留保地構想の市民権を得ぬ中、その引き金となる都市公園条例変更を許容できる筈もない。調布市は留保地構想につき都市公園条例変更前にあらかじめやるべきことが山積しているにも拘わらずFC東京との包括連携協定を前面に打ち出し、市民と市民感情に真摯に対峙する姿勢がどこを切り取っても確認できない。また、当パブリック・コメントは都市公園条例変更にともなうパブリック・コメント要求事項ではないなどと除外されるものであってはならない。	
-----	------	--	--

その他	39-1 調布市都市公園条例第3条の7の改定（以下、都市公園条例変更と記す）の審理（パブリックコメントを含む）に至る(仮称)調布市防災・スポーツレクリエーション公園整備事業に関する大規模開発事業における土地利用構想（以下、留保地構想と記す）の検討・実施工程に於いて、現行法・通達・条例遵守の観点から不適切と思われる行為が内在している。ガバナンスを含む法令遵守に原点回帰して、調布市はこの都市公園条例変更せずの留保地活用を再策定・再構築すべきである。 法令遵守観点では、まず財務省通達【①返還財産の処分について】【②大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて】【③国有財産法第22条第1項第1号に規定する公園及びため池について】を基軸にした利用計画でなくてはならず、「調布市と包括連携協定を締結するFC東京の練習拠点を整備する」を優先したものであってはならない。公の公園としての基本設計でなければならないことは言うまでもない。 調布市は留保地（1/3取得、2/3無償貸し付け）にあたっては、以下3つの財務省通達に従う必要がある。 ① 返還財産の処分について【蔵理第4824号】 ② 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて【財理第2579号】 ③ 国有財産法第22条第1項第1号に規定する公園及びため池について【財理第1546号】 上記①表1項番6【施設：公園または緑地】【優遇措置を定める法令の規定：国有財産法第22条第1項第1号】【処分条件：処分する面積1/3取得、2/3無償貸し付け】 上記②留保地活用に向けた具体策：利用計画の策定 イ 留保地の規模、立地条件、これまでの経緯等を勘案し合理的な期間（5年程度）を設定して利用計画の策定。留保地構想に於ける利用計画が上記②通達に「準拠しているかどうか」は、【公園】として処分する際に必要であり、【公園】か否かの判断は国交省の所管。最終的には調布市が都市公園条例にて【公園】と認めれば公園となる。と理解している。 即ち、上記①国有地処分については【国有財産法第22条第1項第1号】に基づく【処分条件：1/3取得、2/3無償貸し付】に適合した利用計画策定が原理・原則であり、その利用計画策定にあたってまずは都市公園法に基づく調布市都市公園条例第3条の7（現行条例：運動敷地面積の上限（50/100））に従うことは言うまでもない。留保地構想は、調布市として、【公園】且つ【優遇措置を定める法令の規定：国有財産	調布基地跡地留保地を活用した施設整備に関して、事業の進め方や情報提供の在り方、また、既存の規程等との関係などについて、様々な御意見や御懸念があるものと認識しており、市としても真摯に受け止めています。 一方で、市は、平成20年に策定した調布基地跡地留保地利用計画に基づく「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」の実現を目指し、取組を進めております。本事業は、国有地の売払い等を受けることにより、施設整備を行うものであることから、今後も国との協議・調整等も行いながら取組を進めて参ります。また、今回の条例改正は、「調布基地跡地留保地利用計画」で整理した枠組みを基本として策定した「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づく施設整備の実現に向けて整理が必要となった課題への対応として検討しているものであり、市議会での審議を経て判断されるものとなります。 また、本パブリック・コメントでいただいた御意見については、条例改正に対する御意見としてだけでなく、留保地の活用や施設整備に関する御意見としても受け止め、今後の検討や事業の推進に当たっての参考とさせていただきます。 今後も、取組の進捗に合わせた市民の皆様への情報提供と説明に努めるとともに、市議会での判断をいただくなど、適切な対応に努めて参ります。
-----	--	---

その他	39-2 法第22条第1項第1号】【1/3取得、2/3無償貸し付け】は、調布市都市公園条例第3条の7（現行条例）に準拠して当該利用計画策定を行うことがガバナンス上当然の行為である。 しかしながら2023（令和5）年度より留保地活用に関するFC東京との協議（FC東京公表）が開始され、FC東京との留保地活用計画内容が当初より調布市都市公園条例第3条の7（現行条例）に適合しないことを承知の上、都市公園法施行令第8条の一（運動施設率の参酌基準化）により条例変更を暗黙の了解（正しくは無視）したと思われる一連の検討行為は、遵法・ガバナンス（けん制と統制）上極めて深刻な問題であり到底看過できるものではない。本末転倒の行為を市民として認めるべきではなく、現行条例に従った留保地構想の再策定・再構築での実施が原則である。2025（令和7）年9月公知までの間、留保地構想検討が遵法・ガバナンスから乖離した形で暗黙の中で調布市がFC東京と連携し検討を進めた行為を容認できる筈もない。 調布市は留保地構想につき都市公園条例変更前にあらかじめやるべきことが山積しているにも拘わらずFC東京との包括連携協定を前面に打ち出し、市民と市民感情に真摯に対峙する姿勢がどこを切り取っても確認できない。また、当パブリック・コメントは都市公園条例変更にとまなうパブリック・コメント要求事項ではないなどと除外されるものであってはならない。
-----	--

その他	40-1 私は、調布市都市公園条例の改正案（都市公園内の運動施設占用率を現行の50%から70%へ拡大する案）に以下6つの理由から反対します。 1. 財務省審議会資料との重大な矛盾 財務省関東財務局が公表した「第285回国有財産関東地方審議会 説明資料」では、調布基地跡地留保地の整備方針として、「既存樹木の有効活用及び緑の保全に配慮したゾーニング」が明記されています。 しかし、調布市が示している実際の整備計画では、約300本の既存樹木の大半を伐採することが前提となっており、「既存樹木の有効活用及び緑の保全に配慮したゾーニング」という文言と著しく矛盾しています。 このような不誠実な手続きは条例改正の前提条件を揺るがすものです。 2. 都市公園法の目的に反する運動施設の過度な集中 都市公園法は、公園を「休養・散策・自然との触れ合い・レクリエーション」を提供する公共空間として位置づけています。 運動施設の専有率を70%まで拡大することは、都市公園法が求める「多様な利用」「緑地の確保」「市民の休養の場」といった目的に反し、公園の機能を特定用途に過度に偏らせるものです。 3. 都市公園の本質的価値（環境機能）を損なう重大な問題 今回の資料調布市が示す都市公園の役割にも、「屋外における休息、レクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保する」と明記されています。 これらの機能は、まとまった量の樹木が存在して初めて発揮されるものです。さらに、気候変動により、 ・夏季の極端な暑さ ・ヒートアイランド現象の深刻化 ・大雨災害の増加 ・生態系の脆弱化 が進む中で、都市公園の緑地が果たす環境機能の重要性は「増すことはあっても、減じることは決してありません。 にもかかわらず、樹木の保存と両立しない運動施設の比率への制約を緩和することは、都市公園の本質的価値を損なうものであり、不誠実と言わざるを得ません。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じ条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本事業は、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設の整備とともに、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。 昨年12月に策定した施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」としています。 現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残せるもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の緑化計画を検討しており、今後、具体的にお示ししてまいります。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。 調布基地跡地留保地を活用した施設整備に当たっては、既存樹木の活用や緑が有する機能の活用を図ることとしております。また、市においては、調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づく施設整備を進めるに当たり、自然環境調査や樹木の健全度調査の結果を踏まえながら、既存樹木の保存・移植のほか、新規植栽を組み合わせた検討を進めて参ります。 市は、これまでに実施した自然環境調査の結果を踏まえた保全措置等の対応のほか、周辺環境に配慮した取組を検討するとともに、今後も取組の進捗に合わせた市民の皆様への情報提供と説明に努めて参ります。 本事業は、国有地の売払い等を受けることにより、施設整備を行うも
-----	---	---

その他	40-2 4. 調布市の「みどりの基本計画」との整合性欠如 調布市は「みどりの基本計画」において、 ・樹林地の保全 ・生物多様性の確保 ・緑のネットワーク形成 を重要施策として掲げています。 しかし、今回の条例改正案は、大規模伐採を前提とした運動施設の整備を正当化するための後付けの制度変更であり、市自身が定めた緑地政策と明確に矛盾します。 5. 市民への説明責任が果たされていない 調布市は、留保地整備計画における樹木伐採量、環境影響、代替案の検討状況などについて、十分な情報提供を行っていません。 条例改正は、市民の生活環境に重大な影響を与える制度変更であり、このような説明不足のまま進めることは許されません。 6. 条例改正は拙速であり、計画の再検討が必要 財務省審議会への報告内容と実際の計画の矛盾が解消されていない現状では、条例改正を行う合理的理由は存在しません。 まずは、 ・留保地整備計画の抜本的見直し ・樹木保全の具体的な方針の提示 ・市民参加による代替案の検討 を行うべきです。 結論 以上の理由から、 調布市都市公園条例の改正案（運動施設占用率の上限拡大）には反対します。 市民の貴重な緑地を守り、都市公園の本来の役割を維持するため、本条例改正案は撤回し、現条例に沿った形での計画の再検討を強く求めます。本当は根本的な再検討を求めたいところですが、FC東京が受け入れられる範囲で運動施設を50%にとどめることも可能なはずですが。	のであることから、今後も国との協議・調整等も行いながら取組を進めて参ります。あわせて、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づく施設整備の実現に向けて整理が必要となった課題への対応として検討している条例改正については、市議会での判断を仰いで参ります。
-----	--	--

その他	41	本改正案には反対です。 調布基地跡地留保地に建設される公園の計画において、本来の上限である100分の50を超えた面積の運動施設が、どれだけ市民に便益をもたらすか不明です。 まずは条例に反しない範囲で開発計画を練り、熟慮を重ね、それでも上限を超えなければ良い開発計画にならない、となったところで初めて改正を検討すべきです。 本改正案は、どんなに横暴で欠点の多い開発計画を出しても条例を恣意的に変えれば問題ない、というメッセージになってしまうと思います。権力の横暴を防ぐためにあるはずの法律や条例なのに、その効力を打ち消すような変更はするべきではありません。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じ条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本施設整備では、防災・スポーツレクリエーション機能を有し、F C東京の練習拠点を整備することにより、市民がスポーツを「する」「見る」「ささえる」ことに資する都市公園としての整備に向けて、関係法令に則り、運動施設割合の制限を緩和するものです。 令和6年度のスポーツ施設における土日祝日の抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、特に休日において、利用希望に対して十分な利用機会を確保できていない状況にあります。 本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、F C東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、F C東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。 調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園とF C東京の練習拠点を一体的に整備することとしています。こうした施設の規模や配置を具体化した結果、都市公園法令上の運動施設割合が現在の条例で定める100分の50を超えることから、本公園に限り、その上限を100分の70とする条例改正を検討しているものです。
------------	-----------	---	--

その他	42	本条例の一部改正は、特定民間団体の練習場計画を先行させ、それに適合させる形で行われるものであり、行政手続きの適正性を欠くため反対します。 本来、公の施設の整備・利用は現行条例の枠組みに従って計画されるべきです。特定の事業計画を優先し、法規制の枠組みを後から都合良く変更する行為は、手続きの形骸化であり行政の公平・中立性を著しく損なうものと言わざるを得ません。 また、特定チームの専用・優先利用を目的とした規制緩和であるならば、特定の団体に対する不当な便宜供与にあたり、一般市民の利用を不当に制限することになると思います。 条例改正手続きおよび本計画を一旦凍結し、市民への十分な説明会（情報公開）を公明正大に実施することを求めます。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じて条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本施設整備では、防災・スポーツレクリエーション機能を有し、F C東京の練習拠点を整備することにより、市民がスポーツを「する」「見る」「ささえる」ことに資する都市公園としての整備に向けて、関係法令に則り、運動施設割合の制限を緩和するものです。 市は、市民参加の取組を行いながら検討を重ね、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画（以下「利用計画」という。）を策定し、留保地を都市公園に位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととしました。 その後、様々な財政需要や社会経済情勢の変化等への対応を図る中で、利用計画の実現には至っておりませんでした。 こうした中、令和7年6月に、F C東京から市に対して、留保地の活用による練習拠点機能の整備を含む具体的な取組について提案がありました。その内容は、すでに利用計画において示していた土地利用の方向性を基本としつつ、利用計画で示している機能を踏まえた内容であるとともに、これまでの留保地の活用に向けた課題への対応や、調布のまちの更なる魅力向上につながることを期待できるものとなっていました。 市としては、こうしたF C東京との連携による取組が、施設の整備に留まらず、スポーツ振興や地域交流、まちの魅力向上など、多面的な効果につながるものと考え、これまで培ってきたF C東京との連携関係をさらに発展させるため、令和7年8月に、留保地の活用に関する取組を含む包括的な連携協定を締結しました。 また、市は、昨年8月に調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関する基本的な考え方を公表して以降、SNSや市ホームページ、イベント等を通じて周知を行うとともに、市民アンケートやオープンハウス、パブリック・コメント手続のほか、留保地周辺の自治会や地区協議会等への説明など、多様な手法により、情報提供や意見聴取に取り組んで参りました。 今後につきましても、事業の進捗に応じて、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、適時適切な情報提供に取り組む中で、意見交換会や説明会の開催についても検討して参ります。
-----	----	---	--

その他	43 この調布基地跡地保留地の森林は、飛行場や味の素スタジアムからの音、光、危険などから住民の暮らしを守ってくれている森です。その6ヘクタールの中に直径30cm以上の大木259本存在する。その自然樹林を9割以上伐採する計画であり、その中に貴重植物やタヌキ等の動植物が存在する。 その自然ゆたかな、温暖化を弱めてくれている都市公園を、2008年の市民と共に策定された計画を無視し、FC東京の練習場、市民が優先的に使えないスポーツ公園に整備するために、都市公園法で定めている運動施設率の面積を50%から70%に広げ、西町公園をいれての都市公園であるとしているこの条例に反対します。 また、FC東京のサッカーコート・クラブハウス等が防災機能としてその機能を果たす施設としての都市公園として意味を持たせていることにも反対します。 ○都市公園の運動施設の上限が100分の50である。それ以上に70%に市の条例まで変更するのは、FC東京のJリーグ規約によるものであり、その条件をみたすためにFC東京から提案があったこの計画を早急に進めている。 調布市基地跡地留保地の取得を財務省から言われているとしているが、2008年に市民と共に策定された利用計画でも取得条件に達していた。それを無視しての民間利用優先の公共施設をたてる。市民の要望より民間利用を調布市はとった。そしてそのFC東京が建てた施設を寄付してもらい、その後の施設維持管理をFC東京が指定管理者として管理する。練習場・クラブハウス・駐車場等の固定資産税も調布市には入らない。指定管理費を市民の税金からFC東京に払う。 そんな市民を無視した財政である運動施設である都市公園にすることに反対します。市民無視の計画の進めてきたこの都市公園計画に反対します。 ○調布市都市公園法の条例を変えないでも良い、市民のための都市公園、運動施設の整備計画を望む。 ○FC東京の練習場にしなければ、そんな立派なスポーツ施設はいらない。スポーツランドはたくさんある。伐採を生かした運動施設を50%にした自然をいかした都市公園を望む。 ○調布市の景観に関する こどもアンケート調査 結果報告書（概要版）で① 田んぼや畑など、のどかな景観を多く残してほしい ② 森林や川の近くの草花、土手のサクラなみ木などを今のまま残してほしい ③ まちの中に緑が多くある、落ち着いた景観にしてほしいなどの回答が多くあったとありました。 未来の子どもたちに、調布市がかかげている「自然豊かな緑のあるまち調布」を掲げているが、そのことを実現してほしい。	令和6年度のスポーツ施設における土日祝日の抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、特に休日において、利用希望に対して十分な利用機会を確保できていない状況にあります。 本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、FC東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、FC東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。 都市公園における運動施設割合は、平成29年の都市公園法施行令の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じて、地方公共団体が条例で割合を定める仕組みとなっています。調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園とFC東京の練習拠点を一体的に整備することとしています。こうした施設の規模や配置を具体化した結果、都市公園法令上の運動施設割合が現在の条例で定める100分の50を超えることから、本公園に限り、その上限を100分の70とする条例改正を検討しているものです。 本事業は、国有地の売払い等を受けることにより、施設整備を行うものであることから、今後も国との協議・調整等も行いながら取組を進めて参ります。 また、複数年次の視点での事業費の平準化や、国や東京都の補助金の活用、将来負担を考慮した市債の活用等により、健全な財政運営に努めるとともに、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づく施設整備の実現に向けて整理が必要となった課題への対応として検討している条例改正については、市議会での判断を仰いで参ります。 なお、費用負担を含む市とFC東京との役割分担については、引き続き、双方での協議を行う中で整理して参ります。
------------	--	---

その他	44-1	本意見提出者は、計画地（留保地）前を通行中、作業員のような防護装備を一切着用していない私服の人物が敷地内に単独でいるのを目撃し、声をかけたことがある。後日、調布市が調布中学校で開催した当該敷地の開発に関する説明会に出席したところ、当該人物がFC東京のK氏であったことが判明した。 これまで、オープンハウス等の機会において、繰り返し「留保地内を見学する機会を設けてほしい」との要望が伝えてきたが、現時点に至るまで一度も実現していない。市が一部を所有し、残りも取得・貸与を受けて公園として整備しようとしている敷地が、現状どのような森になっているのかを市民が確認し、既存樹木を保存すべきか伐採すべきかを自ら判断できるようにすべきである。 さらに、10年以上前、緑と公園課（当時）へ留保地の自然環境調査報告書の閲覧を求めたところ、「敷地内に希少植物が生育しており、調査結果のマップを公開すると野草マニア等による違法採取のリスクがある」との理由で閲覧を拒否された経緯がある。 問題点： ● 事業者（FC東京）関係者が、防護装備なく普段着で単独で敷地内に立ち入っている実態がある一方、市民には敷地内に入り、現況を見学する機会が一切提供されていない。敷地への立入りの可否・条件について、市民と事業者の間に著しい非対称性がある。 ● 市はかつて「希少植物の保護」を理由に自然環境調査結果の公開すら拒んだ。この理由づけが正当であったとすれば、当該敷地には保護に値する希少な自然環境が現に存在することを市自身が認識していたことになる。にもかかわらず、今回の計画では運動施設率70%という大規模な改変（人工芝グラウンド、天然芝フィールド等）を前提とした条例改正が進められている。 ● 市民が「既存樹を残すべきか、伐採してサッカー場等にすべきか」を判断するための基礎情報として、現況の森の状態の目視すら許さないまま、施設配置と伐採を前提とした計画が既成事実として進行している。これは「O.」で指摘した「設計先行・条例後追い」の構造に加え、「環境情報の不開示・条例後追い」という、もう一段深刻な問題を示している。 【求める回答】： （1）FC東京関係者を含む事業者側の人員が、現時点までに留保地内へ	調布基地跡地留保地を活用した施設整備を進めるに当たって必要な事前調査を行うことを目的として、これまでに事業者（FC東京関係者を含む）が現地に入ったことがあります。現地に入っの調査については、財務省に対して必要となる申請手続を市が行い、財務省から許可を得たうえで行っています。 現地見学（調布基地跡地留保地内に入ること）についての要望があることは認識しておりますが、その件数まで把握していません。また、調布基地跡地留保地は現在国有地であり、現地に入ることについては制限されています。 そのため、市は、今後も、調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づく取組の実現に向けて必要な調査を行うために、財務省への申請手続を行ったうえで敷地内に立ち入ることがあります。 令和6年度及び7年度に行った自然環境調査の結果については、その概要を市ホームページで公開しているほか、市役所行政資料室などに配架しております。なお、重要種の分布については、保全の必要性に鑑み公開しておりません。 市は、調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づく取組の実現に向けて必要な調査を行う目的以外で調布基地跡地留保地内に入る必要性はないと考えており、また、自然環境調査の結果を踏まえた重要種の保全措置ができていない状況にあることから、現時点で市民の皆様を対象とした現地見学を行う予定はありません。
-----	------	--	--

その他	44-2	立ち入った実績の有無、立ち入りの法的根拠（占用許可、市による立入許可等）、及びその回数・目的を示されたい。 （２）オープンハウス等でこれまでに市民から寄せられた「現地見学」の要望件数、及びそれが実現しなかった理由を具体的に示されたい。 （３）10年以上前に閲覧拒否された自然環境調査報告書について、その後（特に令和7年12月策定の留保地施設整備基本計画に至る過程を含む）に改めて自然環境調査（植生調査、希少種調査等）を実施したのであれば（希少種の有無・分布を含む）を市民に公開する予定はあるか、時期とともに示されたい。 （４）樹木の伐採・保存の判断に先立ち、市民が現況を確認できる見学会等を実施する予定はあるか。実施しない場合、その理由を示されたい。 なお、「希少種保護のため公開できない」との理由づけを用いる場合、それは同時に当該敷地が高い保全価値を有することを市が認めることを意味する点を踏まえた上で、その保全価値と運動施設率70%を前提とする本開発計画との整合性についても併せて説明されたい。 以上の項目について、それぞれ個別に、具体的な基準・数値・時期・法的根拠を明記した回答を求めます。パブリック・コメントの結果公表に際しては、各項目に対する回答を、本意見書の項目番号（Q、1～13）に対応させる形で整理し、公表していただくよう重ねて要望します。項目をまとめて要約した上での一般的な回答（例：「いただいたご意見は今後の参考とします」等）は、実質的な回答とは認められないことを申し添えます。
-----	------	---

その他	45	運動施設・広場の面積割合について 留保地の公園に限り、運動施設の割合を70/100にするということです が、説明会の図面を見ると、残りの約3割の半分以上を駐車場が占めています。つまり、広場の面積は全体の15%にも満たないということになります。駐車場の半分以上をFC東京関係者や市の運動施設を利用する人が使うことになるでしょうから、広場と広場利用者のための駐車場の面積は多くても15%程度です。「公共オープンスペース」としての公園機能を考えると、これはあまりにも少なすぎます。「公共オープンスペース」としてより多くの市民が利用できる施設を整備するのであれば、運動施設の割合を決める前に、広場スペースの割合をどの程度確保するべきかをよく検討し、条例で定めるべきだと思います。少なくとも、広場スペースの下限を定めるべきだと思います。 条例改正について 70%という数字は、留保地の計画を正当化するために、この計画をもとに算出された数字であり、ほかに根拠はありません。これまで市は、公園というものに対して一定のビジョンをもち、運動施設は上限を50%とする方針で公園を整備してきました。留保地の利用計画を策定した当時の議事録を見ると、留保地の公園については、従来方針に沿って、運動施設が上限50%となるよう検討していたことが分かります。多くの市民が利用できる広場を十分に配置し、既存の樹木を何十本も残すなど、自然環境の保全にも配慮し、市民の意見も反映させた計画としていました。当時の利用計画を踏襲し、同じ「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備する計画であれば、なぜわざわざ条例改正までして自然環境を破壊し、市民意見に反した計画に変えなければならないのか理解できません。むしろ、従来の方針から大きく逸脱するために、条例改正が必要になってしまっているのではないのでしょうか。計画ありきで条例を変えるのではなく、従来の方針に沿った計画にするべきだと思います。 条例改正について 2008年策定の、条例改正の必要がなかった利用計画と比べると、市民が使えるテニスコートは6面から3面に半減しています。つまり、市民が使える運動施設は減っています。それにもかかわらず、運動施設割合を70%に増やさなければならないのは、FC東京のサッカーフィールドとクラブハウスを建設するからに他なりません。市民利用の運動施設が減る一方で、民間企業の専用施設が増えるために条例改正が必要になるという構図は、公共性の観点からも問題だと思います。 公園の内容について 武蔵野の森公園でも見受けられますが、運動施設の利用者は広場を使って準備運動やトレーニング、簡易な練習をすることもあります。つまり、実質上、運動施設機能が広場にも食い込み、70%を超える可能性があります。そうはならない運用にしたいです。 都市公園法では、その効用を全うするため、園路や広場のほか、ベンチ等の休養施設やグラウンド等の運動施設、トイレ等の便益施設など、具体的に公園施設が規定されています。 こうした規定を踏まえ、留保地施設整備基本計画における施設整備の基本的な考えでは、「遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園の機能を生かし、誰もが快適に過ごし憩うことができる施設整備を目指す」としています。 今後は、関係法令に則り、所定の手続きを経て進める中におきまして、いただいたご意見を踏まえ、施設の整備後の運用を見据えた検討を進めてまいります。 令和6年度のスポーツ施設における土日祝日の抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、特に休日において、利用希望に対して十分な利用機会を確保できていない状況にあります。 本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、FC東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、FC東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。 都市公園における運動施設割合は、平成29年の都市公園法施行令の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じて、地方公共団体が条例で割合を定める仕組みとなっています。調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園とFC東京の練習拠点を一体的に整備することとしています。こうした施設の規模や配置を具体化した結果、都市公園法令上の運動施設割合が現在の条例で定める100分の50を超えることから、本公園に限り、その上限を100分の70とする条例改正を検討しているものです。
-----	----	--

その他	46-1	今回の条例改正案において、運動施設割合の上限を従来の「100分の50」から「100分の70」へと緩和し、テニスコートや多目的コート、さらにFC東京の練習拠点を整備するという趣旨について、以下の点から強く疑問と懸念を抱く。 ○特定目的のための条例緩和の妥当性について 都市公園における運動施設割合の上限は、本来、公園の持つ多様性や緑地空間、休息・災害時の避難場所としての機能を担保するための重要な基準である。特定の整備計画（「(仮称)調布市防災・スポーツレクリエーション公園」およびFC東京の練習拠点整備）の実現にあわせて、その基準自体を条例改正によって引き上げる手法は、都市公園の本旨を損なうものではないかという強い疑念を拭えない。計画ありきで条例の枠組みを変えるのではなく、本来の基準の範囲内で計画が検討されるべきである。 ○市民意見の反映と慎重な対応について 本計画については、これまでも市民の間から多くの反対意見や懸念の声が上がっているはずである。十分な合意形成や住民理解が図られていない中、運動施設割合を大幅に引き上げるような条例改正を急ぐべきではない。市民生活や環境、将来の公園利用に大きな影響を及ぼす変更であるため、計画全体を見直し、市民の意見を真摯に踏まえた慎重な対応を強く求める。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じて条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本事業では、昨年12月に策定した施設整備基本計画に基づき、「(仮称)防災・スポーツレクリエーション公園」の整備に取り組む中で、FC東京の練習拠点を整備するとともに、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設を整備します。 併せて、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備のほか、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するとともに、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し、喫茶スペースを設けることも検討しています。 さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図ってまいります。 令和6年度スポーツ施設における土日祝日の抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、特に休日において、利用希望に対して十分な利用機会を確保できていない状況にあります。 本事業は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を整備するものであり、市内スポーツ施設の利用状況等を踏まえた各種運動施設と、FC東京の練習拠点を一体的に整備することから、運動施設の敷地面積が5割を超える計画となっています。 本公園は、自由広場や園路、多目的コート等を配置するとともに、運動施設についても市民利用の機会を確保するなど、地域に開かれ、市民に親しまれる公園として整備します。 また、FC東京との連携を通じて、スポーツ振興や地域交流の促進を図るとともに、子どもや若者、子育て世代、高齢者、障害者など多様な市民がスポーツに親しみ、関わることのできる機会の充実につなげることで、さらなる調布のまちの魅力向上に資するものと考えています。 調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づき、防災・スポーツレク
-----	------	---	--

その他	46-2		リエーション機能を有する公園とF C東京の練習拠点を一体的に整備することとしています。こうした施設の規模や配置を具体化した結果、都市公園法令上の運動施設割合が現在の条例で定める100分の50を超えることから、本公園に限り、その上限を100分の70とする条例改正を検討しているものです。 本事業や条例改正に関して、市民の皆様から様々な御意見や御懸念が寄せられていることについては、市としても認識しており、真摯に受け止めております。 一方で、市は令和7年12月に策定した「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づき、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園の整備を進めております。今回の条例改正は、その実現に向けて整理が必要となった課題に対応するため検討しているものであり、市民利用や防災機能の確保、周辺環境への配慮と併せて総合的に進めているものです。 また、これまでアンケート、オープンハウス、パブリック・コメント手続などを通じて、市民の皆様から幅広く御意見を伺う機会を設けてまいりました。いただいた御意見については、施設計画や運営方法等の検討に活用しているところであり、今後も事業の進捗に応じて情報提供や意見聴取に取り組んで参ります。 なお、本パブリック・コメントでいただいた御意見については、条例改正に対する御意見として受け止めるとともに、留保地の活用や施設整備全体に関する御意見としても、今後の検討の参考とさせていただきます。
その他	47	以前の計画では、市民の意見を聞いて協議がされて来た経緯があり、既存樹木の活用や市民の憩いの場となるような計画となっていたにもかかわらず、市民や議会を飛び越えてFC東京サポーターへの発表がなされたという経過を辿る今計画に向けた条例改正には反対です。しかも、計画の文章中にFC東京からの提案という文言が何度も出てくることから、市民ではなく企業側への配慮を感じざるを得ません。 私はサッカー観戦が好きですが、市民への説明プロセスに丁寧さを感じられない事で、疑問が残ります。 また、パブリックコメントでは、市民からの疑問の声が沢山寄せられていると感じました。自然保護の観点からも納得いく説明と感じませんので、条例改正にも反対いたします。	御指摘のとおり、留保地の活用に関しては、平成20年の利用計画策定に当たり、市民意見の聴取や協議を重ねながら検討が進められてきた経緯があります。市としても、市民参加や情報共有は重要なものであると認識しております。 一方で、市は平成20年に策定した「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用方針を継承しながら、長年実現に至らなかった利用計画の具体化を図るため、FC東京からの提案も踏まえ検討を進めて参りました。 また、本件の進め方や情報提供の在り方、自然環境への影響等について、パブリック・コメントでも多くの御意見が寄せられていることは認識しており、市としても真摯に受け止めております。これまでもアンケート、オープンハウス、パブリック・コメント手続等を通じて意見把握に努めてまいりましたが、今後も事業の進捗に応じて丁寧な情報提供と説明に努めて参ります。

その他	48	施設をつくるために条例を改正しては、条例のある意味がないため改正に反対します。 法治国家ですので、法律、条例に従うべきであり、根拠が金銭欲に基づく？改正を認めることはできません。（開発でだれか得をするのでしょうか？）（税金を使うのですか？） また、近年の酷暑を考えたときに、都市環境保全、生物多様性を守る現条例は時代に即したものであり、改正する必要はないと考えます。	公園における運動施設の割合は、平成29年の都市公園法の改正により、100分の50の基準を参酌したうえで地域の実情に応じ条例で定めることとされ、従前より柔軟な整備・運営ができるよう緩和されました。 本施設整備では、防災・スポーツレクリエーション機能を有し、F C 東京の練習拠点を整備することにより、市民がスポーツを「する」「見る」「ささえる」ことに資する都市公園としての整備に向けて、他自治体の事例を参考に、関係法令に則り運動施設割合の制限を緩和するものです。 施設整備に当たっては、都条例に基づく自然環境調査の結果を踏まえ、設計の中で、具体的な検討に取り組んでいます。 併せて、環境保全の見地から、水・大気・生態系・景観・脱炭素等の各側面で周辺環境への影響に十分留意し、緑の機能を維持・代替できるよう検討を進めてまいります。
-----	----	--	---

その他	49	緑豊かなところが調布のミリオクのひとつでもあるのに、わざわざ木々を切って運動しせつを作る必要は全くないです。そもそもその辺りにはサッカー場などの運動できる広場がすでにあるはず。切りひらこうとしている場所には絶滅の危機にさらされているオオタカという鳥が営巣している場所でもあります。その多くの動物の住み処をこわしてまで、運動場を作る意味はなんですか？調布市民全員がFC東京を応援しているわけでもないのに、税金を使って木を切りたおし、サッカー場を作るとは頭がおかしいとしか思えません。 今の緑がいっぱいの土地のまま自然あふれる調布市を守ることが調布市の税金の正しい使い方だと思います。最近、駅前もそうですが木を切りすぎです。これ以上木を切らないで下さい。	施設整備基本計画では「既存の植栽も活用する」とし、現在、都条例に基づく自然環境調査を踏まえた樹木の健全度調査結果に基づき、残置するもの、移植するものに加え、新たな植樹を含めた施設全体の植栽計画を検討しており、今後、具体的にお示ししてまいります。 市は、市民参加の取組を行いながら検討を重ね、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画（以下「利用計画」という。）を策定し、留保地を都市公園に位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととしました。 その後、様々な財政需要や社会経済情勢の変化等への対応を図る中で、利用計画の実現には至っておりませんでした。 こうした中、令和7年6月に、FC東京から市に対して、留保地の活用による練習拠点機能の整備を含む具体的な取組について提案がありました。その内容は、すでに利用計画において示していた土地利用の方向性を基本としつつ、利用計画で示している機能を踏まえた内容であるとともに、これまでの留保地の活用に向けた課題への対応や、調布のまちの更なる魅力向上につながることを期待できるものとなっていました。 市としては、こうしたFC東京との連携による取組が、施設の整備に留まらず、スポーツ振興や地域交流、まちの魅力向上など、多面的な効果につながるものと考え、これまで培ってきたFC東京との連携関係をさらに発展させるため、令和7年8月に、留保地の活用に関する取組を含む包括的な連携協定を締結しました。 また、市は、昨年8月に調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関する基本的な考え方を公表して以降、SNSや市ホームページ、イベント等を通じて周知を行うとともに、市民アンケートやオープンハウス、パブリック・コメント手続のほか、留保地周辺の自治会や地区協議会等への説明など、多様な手法により、情報提供や意見聴取に取り組んで参りました。 今後につきましても、事業の進捗に応じて、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、適時適切な情報提供に取り組む中で、意見交換会や説明会の開催についても検討して参ります。 市は、本事業に取り組むに当たって、自然環境調査を実施しており、その結果を踏まえた必要な保全対策を講じながら施設整備の取組を進めることとしています。 なお、本事業では、既存樹木の活用や緑が有する機能の有効活用を図りながら、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園整備を進めて参ります。
-----	----	---	--

その他	50	地球きぼの日本古来の空き地はそのまま保全をしましょう (五・七・五) 「町なかに公園・広場・キャンプ場」	市は、市民参加の取組を行いながら検討を重ね、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画（以下「利用計画」という。）を策定し、留保地を公園に位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととしました。 その後、様々な財政需要や社会経済情勢の変化等への対応を図る中で、利用計画の実現には至っておりませんでした。 こうした中、令和7年6月に、FC東京から市に対して、留保地の活用による練習拠点機能の整備を含む具体的な取組について提案がありました。その内容は、すでに利用計画において示していた土地利用の方向性を基本としつつ、利用計画で示している機能を踏まえた内容であるとともに、これまでの留保地の活用に向けた課題への対応や、調布のまちの更なる魅力向上につながることを期待できるものとなっていました。市としては、こうしたFC東京との連携による取組が、施設の整備に留まらず、スポーツ振興や地域交流、まちの魅力向上など、多面的な効果につながるものと考え、これまで培ってきたFC東京との連携関係をさらに発展させるため、令和7年8月に、留保地の活用に関する取組を含む包括的な連携協定を締結しました。
その他	51	・FC東京の練習拠点を一体的に整備してもらえれば試合・練習の見学のため調布市内住もうという人、来ようという人が増えてこれからの調布市には良い事と思いますが、そこにはテニスコートは造らず子どもたちが用の天然芝のサッカーコート造ってほしいです。 ・テニス愛好者には市内のテニスコートを充実してあげて市内の子どもたちがプロの隣で練習・試合を行い希望にあふれる生活を送ってもらいたいです。 ・子どもたちが学校へ行っている間は市内の園庭のない保育園児中心にいつも散歩で時間を過ごしている1時間でいいから年2回春・秋調布市の送迎手配で芝生の上でおもっきり遊ばせてあげてほしいです。	市は、市民参加の取組を行いながら検討を重ね、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画（以下「利用計画」という。）を策定し、留保地を都市公園に位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととしました。 なお、令和6年度のスポーツ施設における土日祝日の抽選倍率は、テニスコートが約17倍と最も高く、次いでサッカー場が約9倍となっており、特に休日において、利用希望に対して十分な利用機会を確保できていない状況にあります。 天然芝の市民利用については、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。